

予 算 決 算 常 任 委 員 会

平成 2 3 年 3 月 7 日

午前 9 時 0 0 分 開 会

於 斑 鳩 町 第 一 会 議 室

議 長

中 西 和 夫

委 員 長

嶋 田 善 行

副 委 員 長

伴 吉 晴

出 席 委 員

小 林 誠

浦 野 圭 司

里 川 宜 志 子

木 田 守 彦

理 事 者 出 席

町 長 小 城 利 重 副 町 長 池 田 善 紀

教 育 長 栗 本 裕 美 総 務 部 長 清 水 建 也

総 務 課 長 乾 善 亮 企 画 財 政 課 長 西 川 肇

福 祉 課 長 佐 藤 滋 生 福 祉 課 参 事 清 水 修 一

国 保 医 療 課 長 西 卷 昭 男 国 保 医 療 課 参 事 寺 田 良 信

健 康 対 策 課 長 西 梶 浩 司 住 民 課 長 清 水 昭 雄

環 境 対 策 課 長 栗 本 公 生 都 市 建 設 部 長 藤 川 岳 志

建 設 課 長 今 西 弘 至 観 光 産 業 課 長 川 端 伸 和

都 市 整 備 課 長 加 藤 保 幸 都 市 整 備 課 参 事 井 上 貴 至

会 計 管 理 者 野 崎 一 也 上 下 水 道 部 長 谷 口 裕 司

上 水 道 課 長 清 水 孝 悦 下 水 道 課 長 上 田 俊 雄

議 会 事 務 局 職 員

議 会 事 務 局 長 藤 原 伸 宏 係 長 安 藤 容 子

(午前 9時00分 再開)

○嶋田委員長 皆さん、おはようございます。

4日に引き続きまして、審査を行ってまいりたいと思います。

第4款衛生費について質疑をお受けする前に、理事者より説明の補足をしたい旨の申し出を受けておりますので、理事者の説明を求めます。 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 小児用肺炎球菌及びヒブワクチンの接種の一時見合わせについてご報告をさせていただきます。去る3月4日、厚生労働省から午後、夜には通知が出されてきて、小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンの接種後の死亡例が3月4日までに4例ありましたことから、これらのワクチン接種が一時見合わせとなりました。

厚生労働省はワクチンとの因果関係を調査し、接種の再開を判断されることとなっております。町内の各医療機関には3月5日、土曜日の朝にその対応を依頼したところでございます。以上で報告とさせていただきます。

○嶋田委員長 それでは、第4款 衛生費について質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 まず最初に確かめさせていただきたいと思います。この衛生費でも昨年度と比較をいたしますと、非常に職員の増減があるんですけども、この職員の増減、この予算書に上がっている状況っていうのは、あくまでも現状を踏まえて、現状に合わせて仮定として上げていると。4月以降の実際はまだどうなるか未定であるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○嶋田委員長 清水総務部長。

○清水総務部長 先般のほかの項目での説明でも申し上げましたように、今、質問者もおっしゃっておりますように、基本的には現状の人員で配置をしておりますが、先般ちょっと説明不足があった部分がありましてですね、新規採用職員につきましては、今、減員になっているところにとりあえず埋めていったりしている状況もございますので、必ずしも今現在の人員そのものではなくて、新規採用職員についてはそういった配置にしておるということでご理解を賜りたいと思います。あとの最終的には、3月の段階で人事異動を考える中で配置をしていくということでございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 十分に人事のことについてはご検討を重ねていただきたいと思います。あわせて、これは意見なんですけれども、廃棄物の積み替え処理をしていく、今後委託をし

ていくという流れが、焼却処理を委託をしていくという流れの中では、今、斑鳩町では一般職の職員さんもかなり焼却場の方に出向していただいているという状況があります。そんな中であって、職員さんの適正配置だとか、いろいろ今後またこれも重要な問題になってくると思いますので、また十分なお検討をしていっていただきたいということをまず申し上げておきたいと思います。

それでは、予算書の75ページなんですけれども、王寺周辺広域休日応急診療所の組合ですけれども、ここに交付金と分担金というふうに分けて上がっております。改めましてお尋ねをしたいんですけれども、交付金については前年度と同額、分担金については前年より少し増額になってるんですけれども、このそれぞれのいわゆる性格っていうんですか、交付金っていうのはどこに当たっている、分担金っていうのはどういうふうなどこに当たってるというそういう性質っていうんですか、そのことと、それとですね、これ広域7町での運営っていうことですので、この金額を出す出し方ですね、負担の割合を出す出し方、これについてお聞かせをまずしていただきたいと思います。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 まず分担金でございますが、これの算出につきましては、市町村の均等割、人口割、財政割、利用状況等によりまして算定をしているところでございます。

交付金につきましては、前年も同じ710万円ということで、休日診療所のある施設も市町村に対しまして交付税措置されているその基礎単価をそのまま休日診療所のほうに交付金としてお支払いさせているところでございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 そしたら、性質というのか、目的というのか、というよりは名目的に交付税措置のある分について交付金という形にして、あとは分担金っていうのは利用状況なども含めた中で、7町に分担をしていただくというそういう形で考えておけばよろしいんですよね。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 はい、そのとおりでございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 前年度より分担金若干上がったということは、斑鳩町の利用者が少し増加した傾向にあるのかなというふうな考え方もできるかなというふうには見てたんですけれども、今後もこの運営につきましては、7町が協力してやっていっていただきたいという

ふうに思っております。それとですね。

○嶋田委員長 池田副町長。

○池田副町長 分担金については去年が1,011万6,000円、本年度は924万4,000円です。87万2,000円下がっておりますので、はい下がっておりますので。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 すみません、私ちょっと予算書を見たときに若干ふえてるかなと思ったんですけど。

○池田副町長 衛生試験センターが若干上がってます、その下の。

○嶋田委員長 暫時休憩します。

(午前 9時 8分 休憩)

(午前 9時 8分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。 里川委員。

○里川委員 そしたら、さっき言うたんと逆に、利用状況が若干減ったのかなど。分担金の割り当ての中で人口とかそういうのをいろいろ見ると均等して割っていく部分と利用した状況の中での部分っていうのがあるので、一応そういうふうな考え方もできるのかなっていうふうに、どこでどう見るかっていうのを私たちも難しいんですけどもね、金額の成り立ちを考えるとそういうことも考え合わせてやってきているということで、また皆さん、7町協力してまた運営をやっていただけたらと思います。

それと76ページに、まさしく今課長のほうから説明のありましたこのワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がんなんですけどね、一応接種の見合わせも出てきたということなんですけれども。一応2010年の分は終わってますのでね、補正予算で上がってきた2010年の分、市町村の負担分、この負担分は交付税で措置はされたというふうに見てよろしいでしょうか。

それと、11年分も厚生労働省が交付税措置、市町村分ですね、市町村が持つ分については交付税措置を要求しているということなんですけれども、斑鳩町ではこの予算書を作成していく中では、交付税措置があるという見込みで予算を立てられているのか、その辺、ちょっと確認をさせていただきたいなというふうに思うんですが。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 ただいまの3ワクチン、小児用肺炎球菌とヒブワクチン、それと子宮頸がんのワクチンなんですけども、これは接種の公費9割分ということで、全体の9

割分に対して2分の1が国のほうから県のほうに基金という形で来まして、県から市町村にその2分の1が補助金として「入」で23年の予算を組まさせていただきます。それと、ことし22年度につきましては、そのうちの2分の1、いわゆる45%になりますけども、それも一般の交付税措置がなされているという考え方にはなっていないところがございます。来年度につきましては、交付税措置の分につきましては、ちょっと今はその分についてははっきりしてない、すみません、その分については交付税措置されているという考え方になっております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 公費カバー率9割と、今、課長おっしゃいました。確かにずっと計算して見ていきますと、そういう形にはなってます。ですから、カバーしていただいても斑鳩町では1割については斑鳩町が独自に負担をしているという考え方に立って、交付税算入も視野に入れた予算という形で考えたらよいということですので、それは理解させていただきました。

続けて、77ページでございます妊婦一般健康診査、これにつきましても、これも基金かな、基金設置されて、県から補助金という形で来てると思うんですけども、一般財源、前も言うてました、これ交付税算入されているけど、ほんまにどんだけ交付税算入されてるやら、よくわかりにくいという話、以前からあったと思うんですけどもね、斑鳩町では他の市町村に先がけて15回まで無料実施をしようということで頑張ってきていただいておりますので。その交付税措置につきましてはね、非常に敏感になってるんですけども、ほんでこの県につくられた支援基金も2010年度末までと、22年度末までとなっておりましたけれども、一応継続ってということが決まりまして、23年度については継続されるというふうになっていると思います。ですから、こういうふうには県の支出金という形では上がってると思うんですけども、これについても交付税算入がどの程度されるのかなということ、きっちりとした数字は出にくいかわかりませんが、2010年、22年度を勘案する中で、この新年度の予算書におきましてはどういうふうを考えて予算を編成されたのか、それについてお聞きしたいと思います。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 妊婦一般健康診査に係ります交付税につきましては、委員さんもおっしゃったように、1回目から5回目につきましては交付税措置されております。この

ここで「入」で衛生費の県補助金として上げさせていただいてる分につきましては、6回目から14回目までの分としてそれに係る費用の2分の1を718万7,000円を「入」で計上させていただいております。「出」につきましては、1回目から14回目と、それと事業別として町単独の1回分をそれぞれ上げさせていただいているところでございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 ちょっと仕組みとしては複雑だなということが今わかりました。それで、何とか23年度は継続するというふうに言いましたが、その後がどうなるかがわかっていないという現状があると思うんですが、これにつきましてはいかがでしょうか。これはできましたら、町長にお尋ねしたいんですけども、23年度はこういうふうに予算組みましたけれども、24年度以降どんなふうな見通しと、我々も見ておけばいいのかな、せつかくの事業ですけれどもね。町長のお考えなり聞かせていただけたらと思うんですが。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 まさしく、今この国の政治がどういう方向に進んでいくのか、公債の関連法案が通るか通らないのか、いろんな問題等ございます。一応国としては一応こういう立派な妊婦の健康診断については23年度はやると。常識で考えれば、やはりこれから継続されると思っていますし、これはもう23年度で引きますよということにはならない、やっぱりそういう努力をやっぱり皆が、市町村並びに県がやっていく努力をしていかなかったら、やはりこういう身近に、やっぱり国に訴えていくことが一番大事だろうと思います。やっぱり我々としてもできる限り、こういう問題の中で、15回させていただいている中で、やはり継続することが我々としては一番大事ですから。そういうことに対しては、やっぱり国に対するご要望を申し上げて、できるだけやはり奈良県選出の国会議員さん、あるいはまたそういう関係者、そしてまた地域の方々を巻き込んで、そういう運動を展開していくことが大事かと、必要だと思います。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 町長から非常にすばらしい答弁をいただいたというふうに、私は思います。そういう方向で皆で協力して実現していけるように頑張っていきたいなというふうに思います。

続きまして、申しわけございません、もうひとつ。この同じ77ページにあるんです

けれども、報償費のところによって上がっております心の健康相談員謝金ということで、一定の金額36万円というのが上がってるんですが、36万円ぐらいの謝金をもってどういう事業ができるんだろうかなということを少し思っておったんですけれども、実際、具体的にはどういう構想を持っておられるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 この心の相談事業ですけれども、予算上は毎月1回、講師料3万円として合計36万円を計上させていただいておるところでございます。講師の先生等につきましても、今、話をさせていただいているところでございますので、決まりましたら、また住民の方には広報等で周知し、相談事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 講師料が3万円で毎月やっていただくのは、まあお話を聞くのもいいんですけれどもね。実際ここに書いてあるように、心の健康相談員という形ですのでね、いろんなやっぱり相談を受けるというようなことが必要なかなと。言いつ放しって、話しつつ放しというよりは、お話をして、そしてその先生にやっぱりお話をした後、相談ができるというような形でやっていただけるのかなというふうに私は思ってるんですけど、そうあるべきだろうというふうに思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 今、委員さんにご質問いただいたお話につきましては講演会を1回、予定をしております、その年間12回というのは、その方が相談に来られて相談を受けるという体制として36万円を計上したものでございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。そうしましたら、その相談を受けてくれはる、今講師という言葉方をされましたけれども、講師のイメージが、私、わからないんですが、じゃ、どういう方が、どういう資格を持ったどういう方がその相談に乗ってくれはるんかっていうのは、どうなってますか。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 今考えているのは、臨床心理士さん、あとは精神保健福祉士さんですか、そういった専門の方、もしくはもし、精神の関係の先生が来ていただければ一番いいとは思いますが、そこら辺は相談員の方、今ちょっとその時間がいけるかど

うかっていうのを今病院の方と打ち合わせをして、専門の相談員さんの派遣についてお願いを、調整を図っているところでございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 それは、今いくつか何か出てきたんですが、資格については、だから、いろんな資格の人を交代で来てもらうというような考え方なんですかね。

○嶋田委員長 池田副町長。

○池田副町長 この精神相談の相談ですけども、やはり専門性は有します。今考えておりますのは、一定のそういう精神科医が、そういう科のある総合病院、大きな病院と委託契約しましてね、そこから先生を派遣していただくということを考えております。それと、その相談を受けて、何かあれば一步踏み出して、次の治療に移っていけるということに考えておりますので、その医療機関と委託して、そこから適切にこちらへ講師の方を、相談員を派遣していただくと。講演会についても、そこでお医者さん、精神科医が講演をしていただくと、今そういう具合に考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 せっかく金額はそんなに多くないといえども、せっかくやっていただくとことですので、以前にも私、いろんな相談受けたときに、スクールカウンセラーとして臨床心理士さんこられてて、そこへ何とか相談へ行かれへんやろかといつて、相談、でも保護者でもない、先生でもない、そんな中のご無理申し上げて、障がい者の方の相談に斑鳩中学校までお連れしたことがあるんです。それで、もう臨床心理士の先生はびたっと見抜かりましてね、さすがですわ、すごくいいアドバイスをいただきましたら、もうその方が一変したんですよね。ですから、こういうのって大事やなど。ですから、一般の方を対象に、いろいろこういうことを進めていただけるっていうのは、非常に重要な施策であるというふうに私も考えておりますので、十分啓発をしていただきましてね、本当に心に心配をお持ち、心が病みかけてる、そんな初期であればあるほど早く立ち直れますし、助けることもできると思いますのでね、積極的に取り組んでいただけることをお願ひしたいと思います。一旦、置きましょうか。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 80ページの塵芥処理費の中の83ページ、可燃ごみ積替え施設の設置工事ということなんですけれども、これはそこへ設置してくれやんのは一番ありがたいん

ですねんけども。一番心配しておるのはですね、今までから私も何回も申し上げておるように、何ですわね、収集してきを持った車はその悪臭を放つ水というんですか、それを垂れ流して走るといようなことは、たびたび今までからあったということで、うちの平坦部のところでもそういう何が発生していますのでね、白石畑なんかまで行くいうたら、かなりやっぱり急坂のところを上って行かんなんから、そういうふうな心配がかなりありますのでね。だから、その事業用の、町の収集車については気をつけてゆっくりと走ってくれてはるよって何やけど、事業用の持ち込みの車についてはですね、やはりあれ、もう朝一番7時に来るいうたら、もう前日から何ぼか収集してですね、ほんでまた朝から収集、そこへ積み込んでくるいような形で、もう7時過ぎには第1便ていうんですか、来てますからね。だから、そういう汚水っちゅうんか、何かその悪臭を放つよな、今はまだそういう時期ではないんですけど、そういう悪臭を放つよな何が底にたまって、それで急カーブを曲がったときにはですね、そういう何があふれでて、ほんでもう正味うちの周辺なんかでも物すごい臭いするっちゅうよな事態が発生してますからね。白石畑のあの急坂をばあって上っていったらですね、それらがずっと漏れて、下がですよ、そういう心配があるから、ちゃんとこの事業用のごみ袋へきちっと入れてもうて何してたらええけど、あれも積み込むときにはやっぱりこう押しつぶすっていうんかなんかで、やっぱりどうしてもそれから水分っちゅうのは出てくるのでね。それ、そういうことを心配したら、やっぱりとにかくあの坂道を考えた場合には、そういうことが十分考えられるので、うちらにとってはありがたいねんけども、やっぱり今後あの周辺の人については、そういう恐れがあるので、徹底したやっぱりその指導をやってもらいたいなと思いますねんけどね。それについて町はどういうふうに考えておられるのかですな。やっぱり業者の場合は、何かこう事業用袋見てても、中にちょっとおかしなもん混じったあるよなことを走つとるの見たら見受けられますからね。それが向こうで委託で、焼却の委託を頼んだ場合に、そういうふうなもんが出てきた場合に、またやっぱりそれが町のほうに苦情として返ってくるように思うから、それを徹底してもらいたいなというふうに思いますねんけど、それはできるんですかな、そこまで。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 以前、衛生処理場に搬入する際に汚水が漏れたという件がございました。通常、収集車には汚水をためるタンクがあるんですけども、それがいっぱいになってたことが原因で、それ以後については確実にチェックをするよなという指示をさ

せていただいたところであります。

また、今後、委託処理に移行するに当たりまして、事業系のごみの中身なんですけども、現在も8月以降、連日、展開検査ということで、直接ピットにごみをあけるんじゃないで、外にごみを出して、中身を確認しながら、適切なものについてのみ処理をしております。今回、積みかえ施設の工事を予算をさせていただきますけれども、その中でもそういった展開検査をしやすいようなスペースを設けて、よりそうした展開検査を充実できるような対策も講じてまいりたいというふうに考えております。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 参考資料の80ページのところにね、最終処分場で維持管理で、平成23年度はホイールローダーを購入し、事業用指定袋の搬入検査等に活用するとかいうふうな予算の組み方をしてますねんけどね。やっぱりこれは必ず必要やということですね、今までからは私も何回も言うてますけども、やっぱり皆にやっぱり協力してもらわな、このごみ問題というのは、完全に解決できる問題ではないのでね、やっぱりこの業者の方もそれに協力してもらえるように、指導ていうんですか、それをよろしくお願ひしたいと思います。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

○伴委員 76ページの保健衛生費のこの76の真ん中ぐらいのあたりに電算ソフト使用料、これが今年度に87万ぐらいやったもんが230万になつとると。このあたりはソフト的にどう、こんだけ金額上がつとるわけですか。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 ことし、日本電算の健康管理システムを利用していたわけですけども、新しいシステム、「Wiz LIFE」に切り替わるということで、この管理システムが使えなくなりました。そこで新しいシステムの導入が必要ということで、新たなシステムを導入をしたということで、予算的に上がつてると。

それと平成22年につきましては、健康管理システム、これは19万9,000円上がってまして、これは1・2・3月、ことし切り替えておりまして、この新しいので3カ月分、それとそれまでの分として平成22年度は上げておりましたが、23年度の予算といたしましては、毎月8万7,150円の12カ月ということで104万6,000円を健康管理システム保守業務を委託料として上げさせていただいております。

○嶋田委員長 池田副町長。

○池田副町長 まず、この使用料及び賃借料、電算ソフト使用料、上がっている理由ですが、今まで健康管理システム、例えば特定健診ございますわね、特定健診40歳以上の、また後期高齢者、これをやった場合に、疾病別の分析とか、各個人の疾病別の分析、そうしたら斑鳩町内ではどういう病気が多いですよと、その方の過去のずっと追っていったら病歴もわかってきますわね、それを統計的にね、資料として出せるようなシステムになっておりますので、その分がまず上がっております。

それと、子育ての関係のいろんな予防接種がございますわね、子どもさんの。あれを住民記録とマッチングをさせておりますので、いろんな通知ももう一括して出していけると。また、予防接種の生まれた日からずっと将来的にも数字を追った履歴というのを残していけるというシステムになっておりますので、どうしても高くなっております。ただ、これは、いろんな国民健康保険にも使えますし、全体の病気の抑制にもつながってくるということでこのソフトにさせていただいております。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 今の説明でよくわかりました。それでしたら、85ページの一番下の電算システム、これは今の、その場合のゴロツとかえるというふうなこと関連があるんですかね。22年度は50万やったもんが100万になつとるとというような状態なんですけど、ちょっとそのあたりもお願いします。85ページの電算システムですねんけど。

○池田副町長 これは、清掃費です。

○伴委員 あ、清掃費になってます。あ、申し訳ない、間違えました、オーバーしてます、すみません、申しわけないです。

あと、ほんなら76ページの真ん中の歯科衛生士の賃金、それと77ページの真ん中で歯科衛生士の賃金、これ、もう両方とも22年度にちょっとぽっと上がってますねんけど、何か歯のその関係ってというようなものに何か力入れやるとかいうようなそういう施策があるわけですか。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 23年度につきましては、新しい事業といたしまして、保健の健康づくりモデル事業というのをさせていただきたいと。でまた、保健センターサポーターの養成等そういったところで歯科衛生士さんのお話等もお願いしたいというふうに考えておまして、計上をしております。

○嶋田委員長 伴委員。

○伴委員 まあそういうことで拡充をされると、施策を拡充されるのはわかる、まず回数として結局これ、その歯科衛生士さんがこられるのは具体的に何回ぐらい来てくれてはったもんが、どれぐらいの回数になるわけですか。この母子衛生費のほうでまずお尋ねします。

○嶋田委員長 わかりますか。すぐに答弁できますか。 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 歯科衛生士さんは従来22年度も実施しておりましたが、1歳半健診で6回、それと2歳6カ月健診で6回、で3歳児健診にも来ていただき、それプラス心の健康づくり事業とか保健センターサポーターのところでも要請して来ていただくということで考えております。24万5,000円は、大体全部で50回分ぐらいの賃金として組んでおります。

○嶋田委員長 小林委員。

○小林委員 今、課長からの答弁からいきますと、これは健康推進事業のほうで歯科衛生士を含めて答えていただいたのは、心の健康相談とか、その辺の答弁、私が言っているのは母子衛生費のほうでちょっとお聞きしたんですが。

○嶋田委員長 暫時休憩します。

(午前 9時36分 休憩)

(午前 9時37分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。

西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 先ほどさっき説明させていただきました1歳6カ月健診、それと3歳児健診で、2歳6カ月健診につきましては6回ですけども、そのときには歯科衛生士さん3名来ていただいて6回ということですので、その賃金として母子衛生費で上げさせていただきます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。 小林委員。

○小林委員 予算書の77ページなんですけれども。産婦人科一次救急医療体制緊急整備事業負担金についてでありますけれども、県がどのように一次救急医療体制を考えて、それに対して町は、この斑鳩町の規模でどれぐらいの負担割合なのかいうのを教えていただきたいと思います。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 これは地域住民の産婦人科の一次救急をとということで、医療の充実

を図るために、県内の産婦人科を標榜されている医療機関が連携して、当番制で一次救急医療を行っていただいています。この事業に係ります経費につきまして、県が2分の1、市町村が2分の1ということで事業を実施しております、市町村の負担額につきましては、人口、出生数、患者数により金額が定められているところであります。それで23年度につきましては106万、2分の1の市町村の持ち出しとして106万の。

○嶋田委員長 暫時休憩します。

(午前 9時40分 休憩)

(午前 9時40分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 この事業に係ります総事業費につきましては9,224万4,000円。そのうち全体の2分の1が県、2分の1が市町村ということで、斑鳩町は約1.15%という形になっております。

○嶋田委員長 小林委員。

○小林委員 奈良県の産婦人科一次救急の医療体制を整えるに当たって、斑鳩町の財政規模では1.15%ということで理解させていただきます。

あと、もう1点なんですけれども、予算書の83ページ、木くず・草類指定袋破袋作業、この作業の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 木くず・草類指定袋の破袋作業の委託料でありますけれども、これは昨年10月から家庭の木くず・草類の分別収集を開始しております。リサイクル業者に引き渡す際には、袋を破った状態、中身のみの排出ということになりますので、現在、最終処分場職員3名で破袋作業を行っておりますけれども、当町の住民の皆さんの分別の意識が高くて、当初予想していた以上に木くず・草類が分別されて排出されておりますので、3人では次の週末までの間で処理できないということなので、平成23年度ではその作業の一部を委託しようということで予算計上をさせていただいております。

○嶋田委員長 小林委員。

○小林委員 今の現体制ではなかなか作業が間に合わないということで、来年度、さらに人員をふやすそうですけれども、あと何名ぐらいというか、ふやされたらいけるんですかね。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 この予算計上しておりますのは週3日、4時間で2名を計画しております。それと、うちの職員3名で5名体制で、これで十分1週間で処理できるという見込みをたてているところです。

○嶋田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。 木田委員。

○木田委員 77ページの健康増進事業費の中に入るのかどうか、ちょっとわからへんのですけどね。生き生きプラザの中で行われております歩行浴ですわね、あれが2カ月前から受付をしておられるということですね、今、ものすごい人気でなかなかとれないような状態で、私かてもう2年ほど行っててんけども、うちの子どもと一緒にいくから2人ということになったら、大概3人ぐらいで1人やったらいけんねんけど、2人ということになったらなかなかとられへんということになってですね、もう去年からちょっと休止しているんか、休んでおるような状態なんですんねんけど、あれほど、まあ私が初め行った時分やったら、2人かもう1人、だれか他人さんていうんですか、何かお客さんつけはったぐらいやってんけど、今もうそれがなかなかとれへんような状態で、特に女性の方が多いということですね、これからも健康増進のためには、やっぱりそういう歩行浴みたいな感じの何はもうちょっと必要なんではないんかなと思いますねんけど、あれもう4人しか入れへんということですね、それも1回、回数ふやしていただいた、去年からかふやしていただいたんすねんけど、それでもなかなか人気あって入れへんということで、ちょっと私自体は休止しておるような状態なんすねんけど、そういうこれから先のことを考えた場合、あれはふやせるとかそういう何はできないものでしょうかな。

○嶋田委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 今ご質問いただいたとおり、去年の7月から以前は1日3枠で実施しておりましたところをひとつふやしまして、昨年7月から4枠という形で実施させていただいています。それで女性の方も男性の方も、今現在では約2カ月後まで人気ありまして、ほぼ予約となっているところでございます。それで、朝、お湯を張る加減がありまして、朝10時半からそして最終は16時、4時まで、あと清掃等もありますので、一応そういう4枠で今実施しているところでございます。今後、この枠で、あと使用回数については今、制限等を設けておりませんので、1人で何回も、3回から4回、通常はもう少しそういった利用回数についても見直し等を今後していかなければならないのかというふうにも考えているところでございます。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 1日4回で4人いうたら16人しか1日に入られへんということですやろ。なら5日間っていうんですか、それやったら80人しか1週間に入られへんということやからね、結局、ようけその申し込みがあつてですね、なかなかそれをとられへんのが現状なんですわ。そしてまた、1人やったらええねんけど、うちの子どもかてやっぱり病気持っとるから一緒に入ったらなあかんということでですね、2人こう行こうと思うたら、いや1人やったらいけんねんけど、2人やったらちょっと無理ですわて。そういうふうな状況の中で、何かこうもうちょっと考えてもらえたらなということですね、やはり健康増進ということになれば、やはりそういうことも今後やっぱり考えていってもらいたいと思いますねんけど、それはまあ早急にはなかなかそういうようなことはできないと思いますねんけど、今後またそういうことを考えていただきたいと思います。

○嶋田委員長 池田副町長。

○池田副町長 ただ、今相当人数がふえてると。それで、ちょっと利用者の方のちょっと名前を確認して、例えば特定の人が多く利用しておられたら、やっぱり町民の方に非常に不公平になってきますので、それらのちょっと調査させていただいて、どういう状況になっておるのか。それで、利用したい人が公平に利用できるようなことにも考えていきたいと。ちょっと時間いただきたいと思いますけども、はい。

○嶋田委員長 木田委員。

○木田委員 私ね、最初来た時分はもう2人か、うちの2人と、ほんでほかの人と3人ぐらいでこれもう半年ぐらいずっとそんな状態でしたやんか。ところがいつの間にか、急に何かこう人気出だしてですね、だから、私自体はもうそんなんで、なかなかとれへんということであるし、そしてまたやっぱり町民の方に、あれつくったときからやっぱりこの町民の方に多数利用していただきたいということで、今休んでいるような状態なんですわ。だから、もうちょっとやっぱりそのところを、多くの町民の方に利用していただけるようにね、ちょっと考えていただきたいなと思います。結構です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。 里川委員。

○里川委員 そうしましたら、また質疑のほうをさせていただきたいと思います。予算書の78ページに火葬場費がございます。この火葬場費を見る中で、予算関係参考資料の51ページには火葬場の維持管理費、火葬場の周辺対策ということでここに載っております。どう見ましてもね、維持管理費、これ使用料を差し引きましたら1,136万9,000円なんですけれども、逆に火葬場の周辺対策費のほう維持管理費よりたくさん

お金かかっているというような状況があるんですね。ですから、この補償の関係、周辺対策っていうのは、これ補償の関係だと思うんですけども、補償といってもその施設を維持管理していく金額より大きい金額で補償していくという、その辺が非常に町としても財政がどんどん厳しくなる中で、こういう形でいいのだろうかということを、ちょっと私自身も今回感じておりまして、火葬場の補償につきましては、これまでどのぐらい補償してきているのか。そして、今後どうなるのか。で、この23年度の補償っていうのはどういう内容っていう点につきましてお聞かせをいただきたいと思います。

それとあわせましてね、この予算の概要書の64ページには、高安の農道整備、幸前の農道整備、東里の農道整備ということで農道整備が3つ上がっているわけなんです。斑鳩町の皆さんから見ますと、町の中の住宅地の中でなかなか道の狭いところ、そしてまた道の質、アスファルトがでこぼこになって、道の質、よく通るから表面悪くなるんですけどね。やっぱりそういう表面が悪くなくても、なかなか舗装も十分定期的に行えないような状況もある中で、割合、斑鳩町のぐるりのところで、あんまり利用者のない、特定の利用者しかないところでの道が整備されるっていうことについては、時々私も質問を受けることがございます。そういった意味でも、きちっとこの辺のところの内容については、私自身も把握を再度しておきたいなというふうに思いますので、できましたら、予算の概要書の64ページにある3本の農道も含めまして、ちょっと補償工事の関係についてご説明をお願いできたらというふうに思います。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 今、里川委員もご指摘のように、この補償の問題というのは、これはもう都市計画法によって、500メートルの範囲の説明をいたしまして、やっぱり同意を得ていくわけですから、斑鳩町の場合は、この神南あるいは稲葉地域にある鳩水園、あるいはまたこの東里、三井、あるいはこういうところにありますこの火葬場、あるいは幸前、高安、高安西、睦の関係にあります焼却場、この関係等については、やっぱりこの皆さん方の関係等について、いろいろ協議をしながらですね、やはり進めていかなかったらいけない。今日、私もやっぱりこの関係についても、幸前、高安、高安西、睦の関係についても、10年撤去を含む再交渉についても、これもあえて議員さんが地元の方と約束をして、10年撤去の再交渉いうことをされたんですね。私も2回してますけれども、しかし、これ現状からいくと、もう煙突はやめてくれということになってくるわけですから、現状、そういうことを考える中で、できるだけ町としても補償の関係等について

も、町の関係の持ち出しを少なくして、あるいはそういうものについてやっていこうということで、今おっしゃっています64ページのこういうその農道の関係についてもね、やはり土地改良連合会、あるいはそういういろんな補助を絡み合わせながらやっていくということで、できるだけ努力をしています。現状、火葬場のこの維持補修というのはここに書いてますように、これだけの金額にありながら補償費のほうが高い。これはもう我々としては、できるだけ、この1年間の予算の中で、この部分はできますよ、この部分はできませんよと。すると、やっぱり土地の用地交渉ができなかったらできませんよということで、いろいろと申し上げてまいりました。以前、幸前でも、公民館をつくるのやということで何遍もありました。しかし、公民館の関係についても、その場所が公園と、あるいはそういう子どもの遊び場というふうにかわったことも事実でございますし。やはりそういういろんなことも踏まえる中で、私はこの関係等については住民の方々のいろんなご意見聞く中で、あるいはできるだけ町としても、このほかの予算の全体の総枠の中で、やはりできるだけやっぱり健康福祉を守る中で、あるいはこういう補償の関係等については今年度はこれだけということでセーブをしております。確かにおっしゃるように、ああいう地域はよくなるとるやないかと。この一般のところで、結局我々の地域のところで舗装もできないっていうところもあるやないかと、それはもう里川議員がおっしゃるとおりでございます。できるだけ町としても、舗装も、全体的にやっぱり悪いところはやっぱり早くしていくことがベターでございますし、そういう努力をしながら、どこかでやっぱり経費節減をしながら、冗費削減をして、できるだけそういうほうに回していきたい。今後ともやっぱりその自治会との関係をうまく保っていくということが、我々にとったら課せられた大きな使命だと思えます。だから、皆さん方の火葬場にしても、あるいは焼却場あるいは鳩水園の関係等についても、関係等についてやっぱりいまひとつ一歩前進できたのは、今皆さん方のご協力によって、煙突を24年度で廃止していきたいということについてですね、その関係等については、これから地元とも話をしていきますけども、補償の関係についても、一応今までの関係等については一応させていただきまますけども、今後についてはやっぱり考えていきたいという、これからのやっぱり火葬場については今現状の火葬場があるわけですけども、これについても、ところで建設する場合は、非常に皆さん方から怒られましてですね、地域に煙突持ってくるのか、火葬場を持ってくるのかということで、大概怒られたんですけども、その中で、地元の方々から同意をいただいたということは本当にありがたい話でございます

す。我々としては、今後ともそういう努力をしながらですね、できるだけ予算の中でも、やはり今年度はこれだけということやっぱり辛抱していくところは辛抱していくということで、地元とも交渉をしながらですね、火葬場の場合は環境対策委員というのがございますから、その方々のご要望というのはかなりございますけども、本年度はこれでご辛抱願いたいということで努力をしてもらいますので、今後ともひとつ皆様方のご協力、ご支援をお願いしたいと思います。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 今、町長がおっしゃられたことはよくわかります。地元の自治会にはご協力をいただかないといけない、その点についてもよくわかります。ただ、財政が厳しい状況の中において、斑鳩町全体のこういった会計を見る中で、やはり維持管理費よりも補償のほうが高くついていくっていうような少し逆転をした現象っていうものについては、ちょっと気をつけてやっていかなければ、全体のバランスとか、全体のご理解っていうものについては難しいものもあるのではないかなというふうに私自身は今回、少し感じたものですから、その点につきまして発言をさせていただきました。今後も、火葬場につきましては今後も続いていく問題ですのでね。また十分、地元の皆さんにもご理解いただけますように、町としてもご努力をしていっていただきたいというふうに思っております。それとですね、火葬場について言いますと、最近新聞やいろんな報道を見てみると、高齢化率が上がってきて、火葬場が足りなくなるというようなことが、近年の間に火葬場が不足するというような状況が予測をされてて、特に、都会なんかでは逆に心配をしていると。何基ぐらい足らんとかね、具体的な数字でそんなんが報道されてたりしてたんですけども。斑鳩町は余分に建設をしようと思えば1基分は余裕があると思うんですけども、その辺のところについては、今どんなふうな利用状況で、どんな読みをされてるのか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 確かに委員が申されるように、これまでの平均の火葬件数は年間大体210体程度でございまして、平成22年度におきましては、もう1月末現在で250体を越えていると。そういった全国的な流れが斑鳩町にも来ているというふうに考えております。今のところ、火葬場が満杯のためによその施設に行ってくれというケースはございません。3基ございまして、その間で十分今のところは対応できるだろうというふうに考えていますけども、今後、火葬件数がさらに増加していくようにな

りますと、また、その辺はまた検討していく必要があるのかなど。現在は、今のところはいけるといったように解釈しております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。その辺も十分今後の動向を見ていただきまして、またいろいろと検討をしながら、適正な管理運営をしていただきたいというふうに思います。それと続きまして、84ページのところでございます第3目のし尿処理費なんですけれども、このし尿処理費のところでは、これまでもいろいろ問題になってきたことがございます。施設の管理運営業務を委託しているという状況におきまして、以前も申しあげました我々議員には、議員の親族とかに町の仕事をしてもらうというわけにはいかないということから、きちっとその辺を町としても、襟を正してきちっとやっていただきたいというようなこともありまして、進めてきた中では、できるだけ入札をという話をしてきました。一時期は随契でいくって言われても、随契やったら絶対こんな賛成でけへんと、この予算賛成でけへんということで、ずれ込んで入札をしていただいた年もございました。今回、23年度におきましては、このし尿処理費の中の鳩水園の施設管理運営業務の委託につきましては、どういうふうにしようかとされてるのか、この辺について確認をさせていただきたいと思います。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 23年度の鳩水園の管理運営につきましては、現在、指名競争入札を行うこととしておりまして、現在準備を進めているところであります。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 指名競争入札をすると。前にもお聞きしたとは思いますが、大変申し訳ございません、再度確認をさせていただきたいと思いますが、2,020万円という委託料につきましての内訳、お願いいたします。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 鳩水園の運転管理業務の積算についてですけれども、直接的な部掛りが無いことから、労務費等について、県の単価、建設物価等から確認して積算をしているところであります。なお、直接業務費といたしましては総括責任者1名、主任作業員2名、普通作業員2名、計5名で計算をしているところであります。以上です。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 それなんですけどね、総括責任者が1人いらっしゃるのに、主任も2名置く

んだと。技師っていうんですか、2名置いて5名っていうふうな。斑鳩町でもそれぐらいいろんな課できっちり人員配置していただけたらありがたいんですけどねえ。庁舎内でもなかなかきっちり人員配置していただけない、職員が足らんのんちゃうかというふうな課がたくさんある中にあるのは、この施設管理運營業務の委託料としては、人が結構たくさんいらっしゃるのではないかなど。もちろん、交代とかもあると思いますけどね。条例読みましたら、ただ単に、鳩水園の場合、「技術管理者を置く」しか書いてないんですよ。主任や何や総括責任者やそんなこと書いてません。ただ、「運営については技術管理者を置く」って書いてあるだけなんですけれども、本当にこれだけの人数が必要なのかどうかっていうところについては、少し疑問を私自身は持っているところなんですけれども。今後ですね、公共下水道の事業がどんどん進んでくる中においても、今後も、当面、この5名体制の委託っていうのはずっと続いていくというふうに考えておいてよろしいんでしょうか。

○嶋田委員長 池田副町長。

○池田副町長 まず、し尿処理施設については、相当、汚泥をきれいな水にかえていくと、5ppm以下の水にかえていくと、そういう規定になっております。全体の維持管理、今5名体制でやっておりますけれども、この体制で、やはり大和川にはきっちりとした浄化した水を流していきたいと。万が一、この施設、例えば人員減らしてどっかで故障起きたときにわからなくて、故障起きて十分な処理をしないまま、例えば第3次処理しないまま大和川に流れていった、これはもう大きな社会問題となってまいります。このときに、役場の受けるダメージっていうのは全国的なダメージになってこようと想定されますので、やはりそこらの危機管理といいますか、そこらのことを考えてまいりますと、やはりこの5名体制で今当分は行きたいと考えております。将来、今言われた将来的に減る、例えばそれがどれぐらい減るかの量にもよってまいります。その減ったときに、例えば、極端なゼロに近いし尿になったときに、そしたらそのし尿処理場をどうするかっていうのはまた別個の問題に発展してまいりますので、そこらを踏まえた中での議論となったら、相当難しい議論となってきますけれども、今の状況では、当分この体制でいかないと、万が一のときに、役場の受けるダメージが相当大きいということをご理解をいただきたいと思います。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 私ちょっと近所の方にお聞きしたんですけれども、そんなに忙しそうに、こ

この施設に出入りしてはる姿は見かけないと、私調査させていただきましたときに、そういうこともお聞きしたんですけれども。どうなんでしょうか。担当の方は1日に何回かでも、この施設、以前やったら回ってはったんですよね。担当課の職員、今も本当に担当課は臨時職員さんがぎょうさんおってね、正職少のうなってはりますけど、非常に大変やと思いますけど。前やったら、ここへ町の職員が割合1日のうちの何時間かでも行ってはる状況があったんですよね。ですけれども、今、ほとんど何か町の職員行けてないん違うかなと。どんなふうにそういう委託はしたけれども、委託している相手さんがどんなふうに対応していただけてるかということの確認なども十分できる体制には今、担当課がなってないんじゃないかなっていうふうには私自身は推察してはるんですけれども。どうでしょうか、この委託をしたその後、担当課のほうでは、この施設について委託しっ放しということではなく、きちっと委託した業者が管理をしていただけてるかどうかについての点検のようなものについて、どのように、どの程度されてるのかということについても、ちょっとお聞かせいただけたらというふうに思います。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 毎週決まった曜日に、決まった時間に行くということはないんですけれども、現場に出たときには必ず立ち寄って作業状況を確認しております。また、定期的に水質検査等々で検査機関に持っていく際にも、職員が水をとってっておりますので、そういったところで、一定、勤務状況等々確認をしているところです。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 そうしましたら、そうやって立ち寄られたときに、常時、このし尿処理施設鳩水園は、常時職員さん、何人いらっしゃいますか。5名を見込んでおられますけど、常時何人いらっしゃると私たちは考えておればよろしいでしょうか。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 最低3人で運営をしています。一番最大作業があるときには4人ですけれども、通常3人で勤務しております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。また私も施設のほうも見学に行かせていただきたいというふうに思っております。そうしましたら、入札につきましても適正に入札を行っていただきたいということを思います。それと、何年か前に問題になりましたし尿収集業務の委託料の関係なんですけれども、年々収集をしていただく量が減っていく、公共下水道が

進むにつれて減っていくその収集量と委託料の関係っていうのに、非常に数年前に苦慮しまして、ごみ収集の方を一部委託をさせていただいて、収集の委託料金のほうを引き下げる、契約の料金を引き下げるといような状況もございましたけれども。この予算書を見ておりますと、23年度は22年度と同じ金額というふうになっておりますけれども、この動向につきまして、予算のせっかくの予算の委員会です、今後の考え方につきまして、町の方の考え方も尋ねておきたいというふうに思います。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 これは当初は4,200万ぐらいの数字だったものが、そういう関係、経緯から2年に1回ずつ、これをやっておりますね、今現在3,000万ですか、3,050万。だから、今年度は3,050万、来年度は恐らく向こうとも交渉してですね、3,050万から3,000万になるのか、あるいは3,025万になるのか、あるいはそのらのことは来年度で交渉しながら、さらに24年度は、2年に1回ということで、相手方とは話をさせていただいてます。やっぱり相手があることですから、町はやっぱり今まで、そのへんのことをずっとお世話願っていたんですから、そういうことをやっぱり皆さん方に知っていただかんとですね、何やこれ、だんだんと汲み取りが減ってくるやないかということになりますけども、昔は最終的には下水道部は完備しても必ずしも汲み取りはなくならないと思いますし、東大阪でもどこでも、結局は汲み取りの関係等については絶対になくならない。そういうことを考えますと、やっぱり将来的にどうあるべきかと。ただ、このことを考えますと、今現在、昭和52年に建物ができてからですね、もう既に30何年という経過がございます。そういうことを考えますと老朽化が進んでくるわけですから、そのことも十分含んで、これをどうしていくのかということをやったり十分考えなかったら、将来的にはやっぱり大きな問題が起こってくるのではないかと考えています。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 私もとても重要な問題であると思います。ですから、町のほうにおかれましてはね、計画的に長いスパンでいろいろ十分検討をしながら進めていっていただきたいというふうに思っております。

それと、ひとつお尋ねしたいんですけれどもね。例えば、その今し尿収集業務を行っていただいている業者さん、町の収集業務を一部委託されましたけれどもね、逆に、何ていうんですか、今、事業者さん向けのごみの仕分けなんかもしていただくということで、

一般の家庭よりも高い金額で、ごみ袋を購入していただいて、別途出していただけてますけれども。この収集についてはそれぞれが個人でいろいろ契約をされてというようなこともあるんですけども。これ、斑鳩町が事業所さんのごみもこういった業者さんをお願いをして収集をしてあげる、その斑鳩町のごみ袋、斑鳩町が出しているごみ袋であれば全部斑鳩町が回収しますという形に持っていくっていうことは、何かそれについては不具合とか、何か問題とかいうものはあるんでしょうか。私は、ごみ袋は買いにこなあかんわ、収集業務は別のところに頼まんなんわってというような、ご不便を生じているのではないかなというふうには思ってるんですけども。それは今までの、これまでの他の収集業務を行っておられる業者さんとの関係の中で、どうしてもそういうのはちよっとなかなか行政として、そういう方から仕事をとってしまうのではないかなという状況もあるのかなとか、私ももういろいろ考えておったんですけども、斑鳩町の町民であり、店舗を持っておられてお仕事をなさっている方たちには、できるだけそういう便利のいいような形で収集などもやっていただけたらありがたいのかなと。でも、それはやっぱりどうしても、今の現段階では難しいというふうに考えなければならないのか、また、他の市町村ではそういう形で行われていないのかっていうことなども含めまして、一度お尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 これはもう以前からずっと、事業系のごみは持ち込みはこれは必ずあります。だから、一般廃棄物としての業としてですね。業者さんは必ずそういうことで、事業所と店舗を回収に回られると、やっぱり何ぼかのお金をもらっておられます。だから、そういう中で、事業系のごみは、そういうことで一般廃棄物用の業者がそういうことでやっておられる。ただ、やっぱり問題は、奈良県の業者さんが、大阪市でも、結局奈良県のごみを積んで大阪へ行かれる。大阪市はやっぱり絶対的にどこかで見張りをせないかんということで、いろんなこともやってこられたんです。一時は住之江はもう満杯なんです、今。そういう経過の中ではやっぱり当然、それは現に一般、事業系のごみはやっぱり持ち込みができますよと。ただこれはもう明らかになってあるんです。ただ、業務としてやっていくことがいいか悪いかっていうのは、ただ皆さん方がお困りやから、一番問題は大和高田や田原本がこういう問題が起こって締め出されてきたから、だんだんこういう問題になってくるわけですから。そこらのことを守っていかなかったら、やっぱり業として、その商売をしているわけですから。そこらのところで、やっぱりそ

こを皆さん方がおっしゃるように、地元の幸前あたりでもそういう受け取る業としている業者が、夏のときにちゃんとしてないから、その水が漏れるとか、悪水が出るとかいうことをですね、言われるようにですね、そういうことをやっぱり町としても何とかしていかなきゃいかんということで、いろんな策を講じてまいったわけですけども、最終的にはやっぱり事業系のごみはごみ袋として、ごみを皆さん方に、なぜ私はやっぱり町民の方々は努力されてるんですよ、ごみを減らそうということで。だから、皆さん方、一生懸命取り組んでいただいてごみが減っているわけです。なら、事業系のごみはもうとにかく何ぼでも持っていったらええのかということになってくるからあれですから、やはり事業系のごみもごみ袋として、その一応持ち込みは業者にはあきませんよと、言うだけでもそれだけは撤回をしてですね、やってますけれども、やっぱりそういうことも考えていかなかったら、やっぱり町としてはできるだけごみを減らして、それから幸前のあるいは高安、高安西、高安睦の関係の煙突を撤去するとすれば、そういうことでもごみを減らして、やっぱりその請け負う業者に委託をしていくということになっていきますと、できるだけそういうことしていかなきゃあきませんし、そういうことも踏まえて、これはもう里川議員がおっしゃるように、町が集めたらええやないかと、それはもう無理な話だと、それはもうちゃんとしたひとつの規則がございますからね、これはもう当然、これからもそういうことでやっていかなければならないと思っています。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 分別をきちっとしていただいて、町の町指定の袋を購入していただいて、その町指定の袋に入れていただいているごみに限ってはということで私は思ってるんですけどもね。ただ、積み替えをしていくと、今後。ということでは、ある程度業者さんが絞られている方が、その事業系のごみも斑鳩町が、もちろん斑鳩町が出しているごみ袋に入った事業系のごみですけどね、そのごみ袋をいろんな業者さんがあの山登っていかはったときに、皆さんにルールを守っていただくということも非常に厳しい、難しいこともあるかと思えます。また、これ、担当課がまたご苦労していただかんといかんかと、どんな業者さんがいらっしゃるのか、どんな業者さんが斑鳩町で皆さん、あの袋ね、収集もお願いしてはんのかというようなことも把握しながらね、あの狭い山道を登っていただくのに、あの今後大変なこともあるかなということも、私は少し心配をしているところですので、それらも含めまして今後十分積み替えをしていく、そして焼却を委託していくということに関しましても、いろいろな角度からの検討をしていただけ

るようお願いをしておきたいと思います。

それともう1点、そのし尿関係で言いますと、水洗化されてないトイレなどにつきましてはね、斑鳩町のし尿等の適正処理に関する条例ということで、便槽の1カ月くらいというような書き方が料金されておまして、斑鳩町が徴収をしているということなんですけれども。私、ちょっと以前から疑問に思っておったところなんですけれども、個人のお宅の浄化槽の関係で言いますと、浄化槽の汲み取りというのは年に1回、大体年に1回ぐらい汲み取りこられるというようなことなんですけど、これまでに、私ももう浄化槽になって20数年になるんですが、汲み取りの金額がやっぱり若干変わってきて、少し上がってきてるんですね、汲み取り額っていうのが。ですから、浄化槽の場合やったらそうやって金額が上がるんですけれども、普通的水洗されてないやつだったら、条例にきちっと書かれててね、処理しているというところ辺について、全然扱いが別なかなと思いつつながら、その辺のシステムがよく私自身も今までわかってなかったなというふうになんかちょっと思っているんですけれども。この浄化槽の掃除をするために、年に1回、汲み取りをしていただく、これに関しましては、町は経由せずに、直接これは鳩水園のほうへ運ばれていくということでしょうか。それで、では鳩水園での利用量ですね、量の量り方っていうのか、その生の分と浄化槽の分とでどの程度あるかっていうのを町は大体把握、数字的に把握されてるんじゃないかなっていうふうには思うんですけども。でも、それとこれとは扱いが別というような、そういう考え方になるのか、その辺のところは、私、今まであんまり考えたことなかったんですが、この間からちょっと条例を読んで、余計わからなくなりましたんで、改めてお聞きしたいなっていうふうに思いました。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 生し尿、し尿と浄化槽汚泥のご質問ですけれども、廃棄物処理法上から言いますと、どちらも一般廃棄物になります。ということで、当然、その処理の責務は各市町村にございます。そういった関係で、当町では、し尿処理、し尿につきましては委託によりまして収集をして、収集運搬をしていると。浄化槽汚泥につきましても、本来、町にそういった人員等々がおりましたら、当然町で行かなければならない、収集運搬をしなければならない廃棄物であります。ただ、そういったことが困難な場合、廃棄物処理法上では許可業者に収集運搬をさせるということが規定がございますので、そういった関係で浄化槽汚泥につきましては、当町の場合、2業者に許可を与えて収集運

搬をしていただいておりますというところでもあります。

あと、量につきましては、平成21年度の数字でありますけれども、生し尿については、約2,075キロリットルを収集して処理をしております。一方、浄化槽汚泥につきましては2業者合わせまして約7,670キロリットルを収集運搬して処理をしているというところでもあります。

○嶋田委員長 ちょっとまだあれですか、関連して、あと質問で大分ありますか。

○里川委員 そんな大分はない、あとちょっとだけ。

○嶋田委員長 はい、ほんならはい、どうぞ、里川委員。

○里川委員 すみません。完全に委託しているという中での条例下で料金というのもきちっとされてますけれども、そしたら、浄化槽汚泥についてはあくまでも業者に許可を出しているだけで、その業者が幾らでその浄化槽の汚泥を持っていってくれてはるかということについてまでは、町は関知をしていないということによろしいのでしょうか。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 許可業者につきましては、その収集運搬料で経営をされておりますので、基本的にはその額につきましては業者のほうで決めていただくということになります。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。そうしましたらね、この衛生費の中で、すみません。自治会別環境問題学習会をこれまでから系統的にやってきていただいているんですけども。予算の概要書の47ページにそのことが載っております。1番下のところですね、昨年と比べましたら、えらい大幅な負担増になってます。これって、割と一般経費で対応してきたのに、えらい23年度はえらい金額上がってんなと思って見てますと、この予算関係参考資料の51ページ見ますとね、一般財源は4万1,000円なんですけれども、実はその財源内訳の中のその他のところに24万4,000円も上がってるんです。普通はこれ、大体、その他で上がるっていうのは利用料とか使用料発生したときにね、そういうお金が入りましたよということで、そういうお金が上がることが多いのかなというふうに思います。今回、これ一覧表出していただけて見ていたらそうじゃないなと思うやつもあったんですけどね。ただ、具体的にこの今申し上げた点につきましては、余りどうも何でこうなってんのか、全く私としてはつかめない、財源内訳でその他のところが大勢を占めて、しかも23年度には大幅な増額ということでは、どのよう

なこの自治会別の環境問題学習会になるのかなというのが、大きな疑問になってしまいましたので、その点についてひとつ教えていただけますか。

○嶋田委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 自治会別環境問題学習会についてでありますけれども、平成24年度から可燃ごみの委託処理に移行していくに当たりまして、これからは脱焼却、脱埋立のゼロ・ウェイストの考え方に基づいた取り組みを推進していく必要がございます。平成23年度から2カ年計画で全自治会での学習会開催を計画をしているところであります。その際、住民の方々の参加率を高めますために、参加記念品ということで啓発物品をご用意をさせていただいて、参加いただいた方に配布をしようとする。そのための購入費用で、平成23年度につきましては28万5,000円というふうに予算を計上しているところであります。この財源内訳でございますけれども、委員もよくご承知のように、ごみ処理有料化については、ごみ減量化でありますとか、環境保全対策に充当するということになっていきますので、このその他の24万4,000円につきましては指定ごみ袋販売手数料を充当しているということでございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 今きちっとご回答いただきまして、以前から、安にごみ袋を販売したお金を安に一般会計に入れてはいけないという私自身も申し上げてたとおり、そういうふうな財源内訳で上げていただけてるというふうに理解をさせていただきました。

そうしましたら、またその参加記念品を出すということであれば、もらって助かるものがないと思いますので、十分ご検討ください。

最終的にこの間で私心配なことがありまして、一般質問でも地デジ化のこといろいろ言うてましたけれども、それはあくまでも放送のほうなんです。この衛生費に関しましては、テレビだけではなくて、テレビに附属するいろんな機器がデジタル化になって古くなった、使えなくなったとか、いろんな要らなくなってくるというような物も出てくると思いますので、それらの不法投棄の対策につきまして、これは十分内部でご検討いただき、慎重にパトロール強化なども含めまして、そして住民さんへの啓発、こういったものも含めまして、テレビだけではない、ほかの機器もついてくるということも頭に入れていただきまして対策をとっていただきたいというふうに思っております。

それと、住民さんからの要望として、住宅地の新興住宅地などのところで、特にかなり以前に開発されたようなところで、狭い道で住宅が密集しているようなところがござ

います。そういったところでね、ごみ収集車が中へ入ってきて、そしてアクセルを強く出発したり、ディーゼル車で車動かすのにちょっと音がもうかなり大きくて困ってるというようなことがあります。ですから、そういうこと、住宅が両側に並んだ細い道のところなんかの運行については、十分にご配慮いただきたいということ。

それともう1点通報がございましたのが、東幼稚園のところを9時前ごろに自転車で通っていると、ごみ収集車とぶつかった、ぶつかったというのはめぐり会ったと。何でもまだこんな自転車で送り迎えしはる時間帯に、こんな大きいごみ収集車が、この幼稚園の前通るんやと。町はもうちょっとこんな配慮すべきなん違うんかというふうに思ったというお声を私いただいたんですね。ですから、そういう収集車の運行についての経路につきまして、時間帯とか十分考慮していただきたいということ。これらにつきましては住民さんの要望でございますので、今後、23年度にこの事業いろいろ取り組んでいただくの大変ではございますが、これらの点についても気をつけてやっていただきたいということをお願いしたいと思っております。

○嶋田委員長 答弁よろしいですか。

○里川委員 あったら言っていただいたらいいですけど。

○嶋田委員長 一応要望ですので、要望でとどめておいて。はいわかりました。

伴委員。

○伴委員 今ちょっと里川委員の質問に関連することで、85ページのし尿処理費の修繕料、これ4,000万ほど上がってるような形ですねんけど、これ今ちょっと町長の答弁で、非常に老朽化してきて非常に維持管理に、今後考えていかないかというようなご答弁されてた中で、これ、昨年も4,000万ちょっと超えてると。それでことしも4,000万超えてる。こんな感じになっていくものか、それだけちょっとお聞きしたいんですが。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 これはもう毎年そういう維持管理費は、そういう修理は必ず出てきます。まだ安いほうだと思います。まだもっと高額になってきます。ひとつの部品をかえるとか、いろんな問題になってきましたら、1億前後の金がかかってきます。もう築35年というのは非常にもう大変なことでございますから、そういうことを考えますと、非常にやっぱり老朽化した施設をいかに維持管理をしていくか、そういう点についてはやっぱりメンテナンスを繰り返していかなかったら、絶対にこれは維持できないと。一番問題は、

神南あるいはそういう周辺の関係の臭気があったらもうやめてくれということですから、もう誰かでももう臭いがしたから、もう絶対こんなんあかんと言われりゃ、我々としてはもうできませんから、そういう点についてやっぱり十分注意を払っていかなかったら、大変なところですよ。

○嶋田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

10時50分まで休憩いたします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。

第4款 衛生費について、ほかには質疑ある方、いらっしやいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって第4款衛生費について審査を終わります。

次に、第6款商工費について説明を求めます。 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 それでは、第6款商工費のうち、住民生活部の所管いたします予算の概要につきましてご説明申し上げます。それでは座らせていただいて説明を申し上げます。

予算書91ページから92ページの第6款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費のうち、92ページの第8節報償費のうち消費生活相談員謝金であります。45万6,000円を計上いたしております。消費者保護対策といたしまして、引き続き専門の相談員による消費者相談を毎週木曜日の午後に実施し、第4木曜日につきましては午前・午後ともに行い、複雑多様化する相談に対応してまいります。また、相談体制の充実を図るため、近隣町との広域連携について検討をしております。

次に、第19節負担金補助及び交付金では、高齢者の方に就業機会を提供しているシルバー人材センターの活動助成等に849万円を計上しております。予算の財源内訳といたしましては、すべて一般財源であります。シルバー人材センター活動助成金につきましては、制度に基づく補助金が現時点で710万円の見込みであることから、町としましては、シルバー人材センターが土地賃借料53万8,000円を支払ってもなお制度補助金の額より多くなるよう、830万円を計上しております。

以上で第6款商工費のうち、住民生活部の所管に係ります予算の概要説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって第6款商工費について審査を終わります。

続きまして、議案第11号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。 面巻国保医療課長。

○面巻国保医療課長 それでは議案第11号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書の朗読をさせていただきます。

議案第11号

平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

それではお配りしております特別会計予算書の1ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに予算総則につきまして朗読をさせていただきます。

平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億1,150万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれら経費の各項間の流用。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

恐れ入りますが、座らせていただきましてご説明をさせていただきます。

はじめに、本特別会計の予算の概要についてであります。予算総額は29億1,150万円となっております。前年度と比較して1,600万円、0.5%の減となっております。国民健康保険制度は創設以来半世紀を迎える中で、国民皆保険制度の中核として国民の健康保持増進に大きく貢献してまいりました。しかしながら、近年の急速な高齢化や医療技術の高度化、疾病構造の変化などにより、医療費が増高傾向にあり、国民健康保険を取り巻く環境は一段と厳しくなっております。このような状況の中で、被保険者の疾病や負傷に対し、保険給付を行うなど、医療サービスの安定的な提供に努めており、その基盤となる財政は、単年度収支が黒字に転換しているものの、これは前期高齢者交付金の創設を主としたものであり、国庫支出金等の動向によっては予断を許さない状況でございます。以上、運営に当たりましては国民健康保険税の収納率の向上に取り組み、また、積極的な保健事業を展開することで、医療費の適正化に努めてまいりたいと考えております。

それでは予算に関する説明書によりまして、予算の内容を説明させていただきます。

恐れ入りますが、予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、歳入予算につきましてご説明を申し上げます。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税についてであります。

本年度は7億1,360万3,000円を計上しております。前年度と比較して2,147万7,000円、2.9%の減となっております。予算の内訳は、第1目一般被保険者国民健康保険税で6億8,128万円、第2目退職被保険者等国民健康保険税で3,232万3,000円となっております。現年課税分につきましては、その基礎となる総所得金額が引き続き減少する見込みから、厳しい予算計上となっているところでございます。ただ、国保税収入が国保財政の主たる財源であることから、口座振替の推進や納付機会の充実に努め、より一層の収納率の向上に努めるとともに、滞納者の納税意欲や高校生までの子どもに対する被保険者証の交付などには十分配慮してまいりたいと考えているところでございます。

10ページをお開きいただけますでしょうか。続きまして、第2款国庫支出金についてであります。第1項国庫負担金では、本年度は5億6,930万8,000円を計上しております。前年度と比較して1,343万2,000円、2.3%の減となっております。予算の内訳は第1目療養給付費等負担金で5億4,824万8,000円、第2目老人保健医療費拠出金負担金で1,000円、第3目高額療養費共同事業負担金で1,612万2,000円、第4目特定健康診査等負担金で493万7,000円となっております。医療給付費や後期高齢者支援金、介護納付金、高額医療費共同事業拠出金、特定健康診査等の費用に係る国の法定負担金を計上しております。なお、老人保健医療費拠出金負担金につきましては、老人保健制度が終了し、その精算に伴う拠出額について、国においては補正予算対応とすることが示されたことから、その補正予算に対応できるよう、名目として1,000円を計上しております。また、歳出におきましても同様の予算計上をさせていただいているところでございます。

11ページにお移りいただけますでしょうか。第2項国庫補助金では、本年度は1億4,410万6,000円を計上しております。前年度と比較して943万5,000円、6.1%の減となっております。予算の内訳は、第1目財政調整交付金で1億4,369万6,000円、第2目出産育児一時金補助金で41万円となっております。

財政調整交付金は市町村間の財政力の不均衡を是正するため、また特別な事情による財政負担が生じた場合に財政上の不均衡を是正するために国から交付される補助金となっております。また、出産育児一時金補助金は、平成21年度において国の緊急少子化対策により4万円引き上げられ、平成22年度まではその2分の1に当たる額が交付されておりましたが、平成23年度からはその措置が恒久化されたことから、補助金は4分の1に引き下げられているところでございます。

続きまして、第3款療養給付費等交付金、第1項療養給付費等交付金についてであります。第1目療養給付費等交付金で、本年度は8,330万6,000円を計上しております。前年度と比較して153万1,000円、1.8%の減となっております。

本交付金は退職医療制度に係る療養給付費の費用に対して、被保険者と保険者が社会保険診療報酬支払い基金に納付する拠出基金から市町村に交付されるもので、この保険給付費の減により減額となっております。

12ページをお開きいただけますでしょうか。

第4款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金についてであります。

第1目前期高齢者交付金で、本年度は7億4,915万5,000円を計上しております。前年度と比較して4,365万5,000円、6.2%の増となっております。

前期高齢者医療制度は、後期高齢者医療制度などの仕組みと同様に、保険者全体で国全体で支えていこうという仕組みになっております。65歳から74歳までの前期高齢者の方の医療費を保険者全体で支え合い、前期高齢者の偏在による保険者の不均衡を各医療保険者の加入数に応じて調整しようとする仕組みとなっております。本交付金の見積りに当たりましては、創設当初、県より示された算定方法に基づき、被保険者ひとり当たりの交付額に被保険者を乗じて見積もっております。

続きまして、第5款県支出金についてであります。第1項県負担金では本年度は2,105万9,000円を計上しております。前年度と比較して78万3,000円、3.9%の増となっております。予算の内訳は、第1目高額療養費共同事業負担金で1,612万2,000円、第2目特定健康診査等負担金で493万7,000円となっております。国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業拠出金、特定健康診査等に係る県の法定負担金を計上しております。次に、12ページから13ページにかけての第2項県補助金では、第1目財政調整交付金で、本年度は1億1,453万4,000円を計上しております。前年度と比較して287万4,000円、2.4%の減となっております。国庫補助金と同様に市町村間の財政力等の不均衡を是正するために、県から交付される財政調整交付金となっております。

続きまして、第6款共同事業交付金、第1項共同交付金についてであります。第1目共同事業交付金で、本年度は3億562万4,000円を計上しております。前年度と比較して168万9,000円、0.6%の増となっております。高額な医療費の発生等による保険者の過剰な負担を緩和するため、国保連合会を事業主体として、県内の市町村が拠出金を出し合って実施している高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業において交付されるもので、高額医療費共同事業交付金で6,511万6,000円、保険財政共同安定化事業交付金で2億4,050万8,000円を計上しております。

続きまして、第7款財産収入、第1項財産運用収入についてであります。第1目利子及び配当金で、財政調整基金利子に係る分で1,000円を計上しております。

14ページをお開きいただけますでしょうか。第8款繰入金、第1項他会計繰入金についてであります。第1目一般会計繰入金で、本年度は2億775万1,000円を計上しております。前年度と比較して460万5,000円、2.2%の減となっております。

ます。保険基盤安定繰入金や職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金などの法定繰入金として1億9,567万7,000円に、平成21年度に係る介護納付金分の赤字補てんとして、その他一般会計繰入金1,207万4,000円を計上しております。

続きまして、第9款繰越金についてであります。第1項繰越金、第1目繰越金で、本年度は前年度同額の1,000円を計上しております。

15ページにお移りいただけますでしょうか。第10款諸収入についてであります。

第1項延滞金加算金及び過料では、第1目延滞金で本年度は前年度同額の20万円を計上しております。第2項雑入では、本年度は263万円を計上しております。予算の内訳は、第1目一般被保険者第三者納付金で、150万円、第2目退職被保険者等第三者納付金で100万円、第3目一般被保険者等返納金で5万円、第4目退職被保険者等返納金で3万円、第5目納付金で9,000円、第6目雑入で4万1,000円となっております。

16ページをお開きいただけますでしょうか。第3項療養費等指定公費返還金では、第1目療養費等指定公費返還金で、本年度は22万2,000円を計上しております。この返還金は70歳以上被保険者の8割給付の療養費であって、いったん9割支給を行った事例について、公費が負担すべき1割分を国から返還を受けるということになっております。

17ページにお移りいただけますでしょうか。引き続きまして、歳出予算につきましてご説明をさせていただきます。はじめに、第1款総務費についてであります。

17ページから18ページにかけての第1項総務管理費、第1目一般管理費では本年度は3,819万5,000円を計上しております。前年度と比較して614万7,000円、13.9%の減となっております。予算の財源内訳は県支出金で154万3,000円、その他で348万7,000円、一般財源で187万2,000円となっております。国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び給付や資格管理などの事務の執行に係る費用、診療報酬明細書の点検業務等を継続して行うための費用などとなっております。また、減額となった主な要因につきましては、レセプト処理のオンライン化に伴う国保連へのシステム改修分担金518万2,000円の減によるものでございます。

次に、18ページから19ページにかけての第2項徴税费、第1目賦課徴収費では本年度は、2,504万6,000円を計上しております。前年度と比較して5万円、0.2%の減となっております。予算の財源内訳はすべてその他となっております。国民健

康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費及び賦課計算業務委託などの電算委託料などの費用としております。

20ページをお開きいただけますでしょうか。第3項運営協議会費、第1目運営協議会費では、本年度は前年度と同額の18万円を計上しております。予算の財源内訳は、その他で18万円となっております。国保運営協議会の開催に係る議員報酬として委員9名、4回分を計上しているところでございます。

次に、第4款趣旨普及費、第1目趣旨普及費では、本年度は74万5,000円を計上しております。前年度と比較して15万円、16.8%の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で18万円、その他で56万4,000円となっております。国民健康保険制度の理解とエイズ予防の普及の啓発用パンフレットの購入費となっております。

続きまして、第2款保険給付費についてであります。保険給付費は本特別会計の歳出予算の約70%を占める費用となっており、その積算に当たりましては、療養諸費、高額医療費など各給付費の推移やその動向を勘案して見積もっております。

はじめに第1項療養諸費の本年度は、前年度とほぼ同額の18億1,129万8,000円を計上しております。予算の財源内訳は、国庫支出金で4億4,330万3,000円、県支出金で7,127万4,000円、合わせまして5億1,457万7,000円、その他で8億3,954万3,000円、一般財源で4億5,717万8,000円となっております。予算の内訳は、第1目一般被保険者療養給付費で16億9,829万円、第2目退職被保険者等療養給付費で7,302万4,000円、第3目一般被保険者療養費で2,840万3,000円、第4目退職被保険者等療養費で148万1,000円、第5目審査手数料が1,010万円となっております。このうち、療養給付費は、通院、入院、調剤等診療や治療に関する給付となっており、療養費は柔道整復や補装具等に関する給付となっております。

21ページにお移りいただけますでしょうか。第2項高額療養費では今年度は前年度とほぼ同額の1億9,374万3,000円を計上しております。予算の財源内訳は、国庫支出金で4,761万9,000円、県支出金で765万6,000円、合わせまして5,527万5,000円。その他で1億3,531万4,000円、一般財源で315万4,000円となっております。予算の内訳は、第1目一般被保険者高額療養費で1億8,550万円、第2目退職被保険者等高額療養費で814万2,000円、第3目一般

被保険者高額介護合算療養費で10万円、第4目退職被保険者等高額介護合算療養費で1,000円となっております。高額介護合算療養費につきましては、被保険者等が支払った国民健康保険と介護保険の負担金が一定基準を超えた場合に給付するものでございますが、このうち第4目の退職被保険者等高額合算、高額介護合算療養費においては65歳未満である退職被保険者が介護サービスの利用されるケースはまれであることから、1,000円のみを計上とさせていただいているところでございます。

次に、第3項移送費では、本年度は前年度同額の10万円を計上しております。予算の財源内訳は一般財源で10万円となっております。予算の内訳は、第1目一般被保険者移送費、第2目退職被保険者等移送費とも5万円を計上しております。移送費は疾病や傷病等により、移動が著しく困難である場合に、緊急やむを得ず、移送により診療を受けた場合におけるその移送の費用について給付するものとなっております。

22ページをお開きいただけますでしょうか。第4項出産育児諸費では、本年度は、1,722万9,000円を計上しております。前年度と比較して126万1,000円、6.8%の減となっております。予算の財源内訳は国庫支出金で41万円、その他で1,120万7,000円、一般財源で561万2,000円となっております。

予算の内訳は、第1目出産育児一時金で1,722万円、第2目支払い手数料で9,000円となっております。出産育児一時金につきましては、1件当たりの支給単価を42万円、支給件数を平成20年度から平成22年度見込みまでの平均件数で求め、41件と見込み、予算を計上しております。

次に、第5項相葬祭諸費、第1目葬祭費についてであります。本年度は98万円を計上しております。前年度と比較して6万円、6.5%の増となっております。予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。葬祭費につきましては、1件当たりの支給金額を2万円、葬祭件数を平成20年度から平成22年度見込みまでの平均件数で求め、49件と見込み、予算を計上させていただいております。

続きまして、第3款後期高齢者支援金等についてであります。第1項後期高齢者支援金等で、本年度は3億3,165万8,000円を計上しております。前年度と比較して768万5,000円、2.4%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で1億3,609万7,000円、県支出金で2,215万3,000円、合わせまして1億5,825万円、その他で3,350万5,000円、一般財源で1億3,990万3,000円となっております。

予算の内訳は、第1目後期高齢者支援金で3億3,161万1,000円、第2目後期高齢者関係事務費拠出金で4万7,000円となっております。後期高齢者支援金は後期高齢者医療制度の財源として医療保険者が拠出するもので、市町村国民健康保険も一保険者として支援を行っております。当該年度の概算額と前々年度の精算額を調整した上で納付する仕組みとなっております。本支援金の見積もりにあたりましては、創設当初、県より示された算定方法に基づき、被保険者1人当たりの後期高齢者支援金に利用者数を乗じて見積もった額から、本町で推計した精算見込み額を差し引いた額を計上しております。

23ページにお移りいただけますでしょうか。第4款前期高齢者納付金等についてであります。第1項前期高齢者納付金等で、本年度は128万円を計上しております。前年度と比較して37万円、40.7%の増となっております。予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。予算の内訳は、第1目後期高齢者納付金で124万円、第2目後期高齢者関係事務費拠出金で4万円となっております。前期高齢者の偏在による保険者の負担の不均衡を調整するもので、保険者への交付金の財源として納付するものとなっております。当該年度の概算額と前々年度の概算額を調整した上で納付する仕組みとなっております。本納付金の見積もりにあたりましては、創設当初、県から示された算定方法に基づき、平成22年度負担調整単価に被保険者数を乗じて見積もった額に、本町で推計した精算見込み額を加えた額を計上しております。

続きまして、第5款老人保健拠出金についてであります。

歳入のほうでもご説明を申し上げましたとおり、老人保健制度が終了し、その精算に伴う拠出額について、国においては補正予算対応とすることが示されたことから、この補正予算に対応できるよう、第1項老人保健拠出金の第1目老人保険医療費拠出金、第2目老人保健事務費拠出金とも名目として1,000円を計上させていただいております。

24ページをお開きいただけますでしょうか。第6款介護納付金についてであります。第1項介護納付金、第1目介護納付金で、本年度は1億5,057万円を計上しております。前年度と比較して475万6,000円、3.3%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で6,474万5,000円、県支出金で1,053万9,000円、合わせまして7,028万4,000円。その他で622万2,000円、一般財源で6,906万4,000円となっております。介護保険の第2号被保険者の保険料分

として納付するもので、当該年度の精算額と前々年度の精算額を調整した上で納付する仕組みとなっております。

続きまして、第7款共同事業拠出金についてであります。第1項共同事業拠出金で、本年度は3億767万6,000円を計上しております。前年度と比較して791万7,000円、2.5%の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で1,612万2,000円、県支出金で1,612万2,000円、合わせまして3,224万4,000円、その他で2億4,051万円、一般財源で3,492万2,000円となっております。予算の内訳は、第1目高額医療費共同事業拠出金で6,449万円、第2目保険財政共同安定化事業拠出金で2億4,318万4,000円、第3目その他共同事業拠出金で2,000円となっております。高額な医療費の発生等による保険者の過剰な負担を緩和するため、国保連合会を事業主体として県内の市町村が拠出金を出し合って財源とする高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業などが実施されております。これら再保険事業に対して拠出するものでございます。高額医療費共同事業は、事業対象医療費の3年平均の実績に応じて、また保険財政共同安定化事業は事業対象医療費の3年平均の実績と被保険者数で拠出することとなっております。国保連合会から示された本町の拠出額を計上しております。

25ページにお移りいただけますでしょうか。第8款保健事業費についてであります。第1項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費で、本年度は2,407万円1,000円を計上しております。前年度と比較して81万円、3.3%の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で493万7,000円、県支出金で493万7,000円、合わせまして987万4,000円、一般財源で1,419万7,000円となっております。平成23年度からの新たな取り組みとして、肝機能障害を早期に発見する検査項目の追加、尿酸と随時血糖の追加、治療費が必要な方への勧奨などに利用する電話番号の把握などに取り組み、その充実に努めてまいります。

次に、第2項保健事業費では、本年度は474万4,000円を計上しております。前年度と比較して53万2,000円、12.6%の増となっております。予算の財源内訳は県支出金で136万9,000円、一般財源で337万5,000円となっております。予算の内訳は、第1目医療費通知費で234万4,000円、第2目人間ドック健診受診費用助成費で240万円となっております。被保険者の方に医療費通知を送付することでご自身が利用した医療サービスとその費用を確認していただくとともに、み

ずからの健康づくりに対する意識の向上を促進するとともに、人間ドック健診では助成件数を100名から120名に拡大し、その充実を図ってまいります。

26ページをお開きいただけますでしょうか。第9款公債費についてであります。

第1項一般公債費、第1目利子で、本年度は前年度同額の10万円を計上しております。予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。当年度の資金状況の必要に応じて、医療費の支払い支給も金融機関等で一時的に借り入れした場合の利子分となっております。

続きまして、第10款諸支出金についてであります。26ページから27ページにかけての第1項償還金及び還付加算金では、本年度は266万1,000円を計上しております。予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。

本項では平成22年度決算の確定に伴う国庫支出金等の精算において、超過交付が生じた場合の交付金等の返還、また所得更正などにより、前年度までに納付された国民健康保険税に減額更正が生じた場合に還付するための予算を計上しております。

また、これまではそれぞれの税目等に応じて「目」立てをしておりましたが、事務の効率化等を図るため、科目の組み替えを行っております。予算の内訳は、第1目一般被保険者保険税還付金で235万円、第2目退職被保険者等保険税還付金で31万円、第3目国庫支出等償還金で1,000円となっております。

28ページをお開きいただけますでしょうか。第2項療養費等指定公費立替金、第1目療養費等指定公費立替金で本年度は22万2,000円を計上しております。前年度と比較して3万2,000円、12.6%の減となっております。予算の財源内訳はその他で22万2,000円となっております。歳入予算のほうでご説明申し上げましたとおり、療養費等指定公費返還金に対する費用として保険者が負担している8割給付と9割給付の差額分を通常の診療費、療養費科目と区別するために設けられているものでございます。

最後に、第11款予備費についてであります。本年度は前年度と同額の100万円を計上しております。国民健康保険制度につきましては、国の高齢者医療制度改革会議において、後期高齢者医療制度の開始を契機として、平成30年度を目標に、国保の財政運営のこれの都道府県広域化を実現するとの改革の方向性が示されました。今後におきましても国等の動向には十分注視しながら適切な対応を図るとともに、地域保健の安定的な提供に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算のご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 里川委員。

○里川委員 いくつか尋ねたいことがございまして、よろしくお願い致します。

直接的な数字でちょっと気になったのが、予算関係参考資料、こちらの19ページに先ほど来から課長のほうが説明してくれましたこれの3番目の出産育児一時金及び葬祭費が書かれてるんですが、なるほど41件ということで、今説明あったんですけどもね、ただ、これ、42万円いうて、去年からなってたんですけども、これ、割ってみたら21年度も22年度も割り切れへん数字になってるんですね。おかしいなど、予算立てるときは、この出産育児一時金なんて、割り切れへんような数字になることないんですけどね、いつも。そやけど、何でそう思うたか言うたら、39件と41件で22年と23年並んでまして、数字的に見たら、ちょっとあれって思ったんでね。2件ふえてるだけですよね、それで42万円やったら84万円の差でいいわけなんですけれども、そうじゃないですよ、この参考資料見ていましたらね。だから、おかしいなと思って割ってみましたら、えらい22年度数字は大きかったんですね。で、もうひとつ繰り上がって21年度もこれ割ってみたら、割り切れへん数字やったんですね。これって、どうなんやろうと。出産育児一時金というのは額が決まってるんじゃないのかなど。何かほかのことでこれさらに出すことってあるんかなってというのが、まず、この示されてる資料の中での疑問として1点目、お願いします。

○嶋田委員長 面巻国保医療課長。

○面巻国保医療課長 ただいまの出産育児一時金につきましては単価が違うというような関係のご質問でございますけれども、これにつきましては、例えば平成20年度、これが35万円の時期がございました。いろいろ制度改正が行われている中で35万円の時期がございまして、これで39件、1,365万円を支出しているところでございます。また、21年の1月1日から38万円、この3万円はなぜかということなんですけれども、これがいわゆる医療保障費の3万円を上乗せした分で支出しているものが21年の1月以降にもございましたことから、これで7件、266万円ということで、合わせまして46件の1,631万円の出となっているところでございます。

また、平成21年度でございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げま

した医療保障制度の3万円プラスの38万円分と、さらに国の緊急少子化緊急対策によりまして4万円がふえておりますことから、単価的に申しますと38万円の分と42万円の分がございますことから、これらによって、合わせまして37件、1,479万円の支出となっているところでございます。以上でございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 今ので、そうやって、これ年度やけども、医療の改正って1月1日とかが多いから、3カ月はずれてくると、違いがあつてね。それはわかつたんですけどね。でも、22年度は、じゃあ何で、22年度についてはもうどうやったかな、変わってなかったんちゃうかつたかなと思つてねんけどね。これ、どんなふうに考えたらいいのかな。また1件の額が多いからね、42万よりね、そやから、これ22年度のやつはどう考えたら、どう見たらええんかなつていうのがちょっとよくわからへんので、もう一遍お願いできますか。

○嶋田委員長 西巻国保医療課長。

○西巻国保医療課長 22年度の額1,700万円と39件ということで予算のほうは上げさせていただいてるんですけども、予算というたらおかしいんですけども、資料を上げさせていただいてるんですけども。これにつきましては、いわゆる、交付、39件のうち医療保障制度になってない38万円の分もありますことから、多少額が変わっておりますことと、もうひとつにつきましては、この資料が、支給決定、実際の金額を出した分ではなくって 支給決定、最終見込み、見込みというか推計なんで、推計で出させていただいた1,700万円ということなんで、多少その端数とかそういった関係を考慮していない部分もございますので、ただ単純にその42万円を割ってもらって割り戻せる数字ではないということです。38万円とかいろいろ、38万円の部分もありますので、42万円じゃなくって、そういった部分もありますので。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 今の説明で行くと、それやったら単価が42万円より下がっててもいいと思つんですけどね。これ22年度は1,700万を39で割りましたら割り切れなくて、43万5,897円と42万より超えてるから、ほんでね私、頭混乱してわけわからなく、自分もなつたんですけども。そやから、その38万とかあんねやったら、1件当たりの単価が下がるはずやねんけどね。それが42万より多いつていうところに、どうしてもちょっと私の頭ついていかへんので、これどう考えたらよろしいですかね。

○嶋田委員長 面巻国保医療課長。

○面巻国保医療課長 確かに割っていただいたら42万円より上がってしまうっていうことなんですけども、これにつきましては、あくまでも支給額でこれだけ見積もったということで、ご理解願えますでしょうか。

○嶋田委員長 暫時休憩します。

(午前11時35分 休憩)

(午前11時35分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。 里川委員。

○里川委員 担当者の事務レベルでは、その事務レベルなりの推計の出し方もあるのかもわからないんですけれども、私としては、資料としていただいて、いろいろ精査する中では、42万円を超えるという単価になってくるということについては、ちょっと理解がしにくかったんでお尋ねをさせていただきましたけれども、最終的にきちっと数字が合ってくるようであればそれはそれで問題ないと思いますので、また今後の決算のときにきちっとなるように、なっていないければおかしいですので、なるようになるんだろうというふうに思っておきます。

そうしましたらね、県のほうの負担金や補助金っていうのがここには出てきてます、予算書2ページですね。国民健康保険税は高過ぎる負担、個人の被保険者には高過ぎる負担やといいながら、国庫や県がどんな負担してるんかないうことで見させてもらいますと、県の負担っていうところではシステム変更がありましてね、給付費の7%でしたっけね、県が負担するんやという決まりに決まりました。給付費の7%が県の負担ですとなってますけど、ここの県支出金で上っている県負担金、県補助金、これはあくまでもそういった決められた法定内の数字であるというふうにとらえてよろしいのでしょうか。奈良県の法定外の独自の支出金というものは繰り入れがあるのかどうか。

それと合わせましてね、他の都道府県でも市町村が保険者となって、国民健康保険の財政が厳しいと。被保険者さんの負担を軽くしようということで法定外の繰り入れなどをやっておられるような都道府県も見られます。その辺の状況についても合わせてお尋ねしたいなというふうに思います。

○嶋田委員長 面巻国保医療課長。

○面巻国保医療課長 まずはじめに、奈良県におけるいわゆる単独での補助金の状況についてでございますが、これは奈良県ではございません。単独での補助はやっておられな

いところでございます。また全国的な状況を申し上げますと、国民健康保険事業の年報から見てみますと、平成22年度の数字でございますが、47都道府県のうち21都道府県が何らかの形で単独の補助を実施されているところでございます。以上です。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 今の答弁では努力をしていただいている都道府県もある中で、奈良県はなかなか法定外の独自の繰り入れはなかなかしていただけてないということが、今わかりました。それとあわせまして、制度との絡みの関係なんですけれども、予算書の14ページには、一般会計繰入金というのがあります。その5番目に、その他一般会計繰入金としまして、赤字補てん分として入れていただいています。これはね、斑鳩町はなかなか以前入れてくれなかったんですが、介護納付金分で、どんどん赤字が累積していくということで、私粘り強く申し上げて、その分補てんをしていただくような形をとっていただいたわけなんですけれども、この23年度予算では1,207万4,000円という赤字補てん分として繰り入れのほう予定をしていただいているんですけれども。私、ちょっと介護分のほうも自分なりに計算したんですけれどもね、余りうまいこと数字が合うてこないの、この際ですので、きちっとお尋ねしておきたいんですが、23年度、赤字となる数字およそ介護納付金分ではどの程度になるというふうに見込んでおられるのか。そして、後期高齢者制度の分で、後期高齢者医療制度の支援金分ではその部分が出てこないのかどうか。数字をちょっと拾いながら見ましたけど、ちょっとうまいこと、私は数字拾い切れなかったんで、この赤字補てん分の内容につきまして、介護分もしくは後期高齢者支援金分、この辺がどう絡んでいるのかについて、できたら不足する金額など、大まかでも結構ですので、教えていただけたらというふうに思います。

○嶋田委員長 面巻国保医療課長。

○面巻国保医療課長 まずはじめに、介護分をはじいたんですけれども、平成23年度でおおむね2,200万円程度になるのかなと思います。一方、後期高齢者支援金分なんですけれども、これにつきましては、同じぐらいの額よりもちょっと下ぐらいになると思うんですけど、今ちょっと手持ちに資料がないので。1,500万円ぐらいの程度になるのかなと、赤です。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 そうですね。もうこの制度ができて、また後期高齢者医療制度もできて、国民健康保険また余計苦しなるんちゃうかと、当時いろいろ私申し上げてきましたけれど

も、やっぱり介護分でも後期高齢者医療分でも、こういうふうに、この国保会計の中で赤字が出てくる。ですから、何としても、この制度の中で出てくる、被保険者のせいではない。こういう状況がある部分について、何とか町として努力をしてほしいということで、進んできた分なんですけれども、今年度についてどの程度どうで、赤字補てんで入れていただく金額がこの金額だということですね、それらの把握も私としてはやっぱりきちっとしかんといかんということで、今お尋ねをしました。それで大体わかりました。

それと大事なこと、一番最初大事なことを忘れておったんですけれども。いつも私、町に対しましても、声を上げるようにと申し上げているのが、国民健康保険税なんです。斑鳩町は。ですから、地方税法が改正されないと国民健康保険税が改定できない、流れの中でいつでも地方税法が3月末だったり、3月末に近いときだったり、決定したりするとか、いろいろあるんですけれども。今回、限度額の変更が予定されているという状況で、国保料のところであれば、もう既に限度額の変更をされてますよね、まだされてないかな。いつも、3月議会前になるのかな、国保料であってもね。限度額の変更というのはもう既に言われてるんですけれども、それは、ですから、作業としてはこれ、今、予算書を示していただいておりますけれども、また、後ほどその限度額の変更をして、この現在の予算書からその限度額に関係する何人かの方々の分つてというのが保険税として徴収する分で変わってくるという考え方でこれを見させていただくということによろしいでしょうか。

○嶋田委員長 西巻国保医療課長。

○西巻国保医療課長 平成23年度予算におきましては、そういった動きはあるものの、現時点ではまだ地方税法との改正は行われておられませんことから、結果、もしそういった改正が行われましたならばふえてくるということでご理解願いたいと思います。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 本来なら、こういう予算を審査する時点でそういうことが決まっておるのが、地方の地方主権ということであれば、地方でこういうことがきちっとできるようにしていただけるのがベストなんですけれども。そういうふうになっていないということは残念です。今後も町におかれましても、そういう声をきちっとやっぱり上げていただきたいと思います。これも再度、お願いをしておきたいと思います。

それで、以前にいろいろと医療費の福祉医療とか、いろんなことで斑鳩町ではかなり

努力をしていただいて、国保の関係につきましても以前は窓口での現物給付をやっていただいてまして、もう窓口で子どもの医療証を見せたら払わなくていいと。後での精算をしてくれはって、本人が払わなくてもいいというようなそういう形でやってたんですけども、これがまた国のペナルティがあるということで、償還払いに変更になりました。こういうのが地単カットという言い方で奈良県も斑鳩町もペナルティを受けて、以前、そういうサービスをしながら、えらい大きなマイナスになってたと、財政確保せなあかんのね。こういう地単カットをやられて、それをなくすための償還払いを今導入して、県もどうもやったわけですね。住民さんから見たらサービス後退なんですけれども。それとあわせまして、こういうペナルティっていうのは、これだけやのうていろいろ課せられてくるんですけれども、そのうち医療費総額が政府の決めた基準より高い指定市町村なんかになってしまうと、医療費適正化というのを目標に、これ予算削減のペナルティになるんですね。今の斑鳩町の現状を見る中ではこの項目と、もうひとつ気になるのが、国保税の収納率が低い自治体の国庫負担が削減される。このペナルティについては、今現状で斑鳩町はペナルティを課せられてる状態にあるのかどうか。そのことでどの程度、斑鳩町響いてるのかっていうことが、ちょっと気になりましたので、そこら辺について説明いただけますでしょうか。

○嶋田委員長 面巻国保医療課長。

○面巻国保医療課長 第1点目のいわゆる地単ペナルティ、国保負担の減額措置についてでございますが、国は後ろの先ほど申されたとおり、窓口の無料化、現物支給にした場合にはその医療費が波及するであろうということから、そうでない市町村との公平を図るために、減額措置を講じられているところでございます。ただ、先ほど委員も申し上げられたとおり、奈良県においては償還払いになっておりますから、この点に関しては減額措置をペナルティを受けていることはございません。

次に、第2点目の指定市町村の問題についてでございますが、これは高医療費の指定ということで、国民健康保険の医療費の地域差問題、これに対応するために、昭和63年度に導入されました制度でございますが、具体的には前々年度の当該市町村の給付費が国が定める基準、これが1.14倍になりますと、その超えた部分について高医療費市町村として指定を受けて、安定化に向けた計画を進めていかなければならないということになっておりまして、なお、それが1.17倍超えますと、国・県・市町村、それぞれ、6分の1ずつを負担すると。そのかかった医療費を負担するいうたらおかしいで

すけど、国がこういった言い方をしとるんですけども、いわゆるその分についてはもう1回払いなさいよというような形やと思うんですけども、それを負担するという制度でございませぬ。なお、斑鳩町につきましては、この指数が、指数といいますか、倍率なんですけれども、これが1.005となっておりますことから、現在はその指定を受けている状況にはございませぬ。

それと、第3点目の国保の国保税、国保料の収納率に関する国の国庫補助金の減額措置についてでございますけれども、これにつきましても財政調整交付金、普通財政調整交付金において、その減額措置が行われているところでございませぬ。

具体的には90%以上92%、これは本町にも当てはまるんですけども、これで5%のカットになります。一番最高でしたら75%未満、収納率が75%未満の場合でしたら、20%カットされるような状況になっております。これを実績といたたら何でなんですけれども、21年度で申しますと5%のカットを受けておりまして、760万円程度の減額措置が講じられておるといふことなんです。ただなんですけれども、こっからなんですけれども、国において都道府県がいわゆる広域化支援方針、これを昨年の12月までに策定すると、そういった減額措置を解除するというようになっておりますので、平成22年度につきましては、多分そういった措置が解除されるということが示されてますので、そういったものにはならないというふうを考えているところでございませぬ。以上です。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。奈良県にちゃんとね、計画をつくってもらって、そういう形になってもらったらいいんですけども、そもそも住民にサービスをして、ペナルティを受けるっていう、何か私はすごい大きな疑問を感じながらも。まあ、これらについてはさらに努力をしていただきたい。指定市町村にもならないように、予防をやっぱり力を入れてね、またさらに頑張っていっていただきたいと思うんですけども。この間、社会情勢からいったら、国保に加入しはる方っていうのは大変生活的に厳しい方も多いと。リストラにおうた方とか、そんな方も入っていかれるとかいうこともあって、全国的に見ても国保加入世帯の平均所得というのは年々下がってきてるというようなことが言われてるんですけども、直近でも全国の平均は国保加入世帯の平均所得で167万円というような数字が出てるんですけども、斑鳩町ではどういう状況でしょうか。

○嶋田委員長 面巻国保医療課長。

○面巻国保医療課長 国保1世帯当たりの平均所得ということなんですけれども、所得か

ら基礎控除の33万円がございますので、それを引いた額で申しますと、平成21年度では105万4,000円、平成22年度では98万9,000円となっているところがございます。

○嶋田委員長 いや、それ答えてええけども、もうそれちょっとあれやさかいに、1時から。

○里川委員 まだもうちょっとだけ。

○嶋田委員長 今のことに、ちょっとだけ。

○里川委員 もうちょっとある。

○嶋田委員長 いや、そやけど、あの帰ったりしはる人いてるから、昼からにしてもらえ。今の答弁に対してのあれしてもらって。里川委員。

○里川委員 全国平均、167万から33万引いたとしても、134万あるなと思っておいたら、斑鳩町、33万引いてるから、全国が134万やと思ったら、いやかなり低い金額やなど。その1世帯の平均所得というのが低い数値やなどというのでちょっとびっくりしています。やっぱり国保税、何とかしていかなあかんってというのが、今つくづく思いました。まだもうあと2、3点質疑がございますので、その点につきましては、委員長のご配慮でお任せいたします。

○嶋田委員長 13時まで休憩いたします。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。

里川委員。

○里川委員 すみません、そしたら午前中に引き続きまして、国民健康保険税のところであと少し質疑をさせていただきます。

最近ですね、斑鳩町でもこの国保税を滞納した人たちに督促をするというのは通常ですけれども、財産調査をしたり、差し押さえをしたりという例が最近出てきていると思うんですけれども。その状況について、件数もですけれども、どういう手順でそういうふうに行っていくのか。現実、それで支払ったという人も私は聞いておりますので、その辺のところをちょっとこの際ですので、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○嶋田委員長 寺田国保医療課参事。

○寺田国保医療課参事 まず、それでは滞納整理の流れについて簡単に説明をさせていた

だきます。納税者がまず納期限までに税を完納しない場合には、納期限後20日以内に督促状を発しななければならないと地方税法では規定をされております。そして、その督促を受けまして、その督促状を発した日から起算して、10日を経過した日までに完納がない場合、滞納者の財産を差し押さえしなければならないとなっております。

しかし、一般的に、実際には、10日を経過した日後、直ちに差し押さえるということとはしておりません。まず、完納されない場合、文書等による催告書を送付しております。しかし、それでも完納されない場合、同じ内容の催告文書をいくら送っても意味がございませんので、最終催告書といったような少し内容の、厳しい内容の文書催告を行っております。それでも完納、納税しない滞納者に対しましては、電話による催告や直接その方の自宅に赴くこともあります。また、この一連の催告については法的には規定をされてしておりません。そして、この催告や納税交渉と並行して、滞納者に対する情報収集といいますか、財産調査を同時に行います。勤務先への給料照会でありますとか、預金、銀行に対する預金調査等を行います。そして納税する資力があるのか、納める気がないのか、本当にその方が生活に事欠くほど困窮しているのかといった調査を行います。

こうした一連の調査、催告におきましても、まだ納付がない場合、最終通告として期限を定めた差し押さえ予告書を送付いたします。そして、それでも何の連絡また納付がない場合、差し押さえといった方向に進んでまいります。

現在、この22年度、2月末までの滞納整理状況でございますけれども、差し押さえ等を含めた状況ですけれども、差し押さえで4件、そして交付要求で7件、金額に直しまして771万6円の整理を行っておりますけれども、そのうち、換価をして税へ充当したものが差し押さえで3件、金額に直して114万7,053円となっております。その内訳は預金の差し押さえが2件、そして所得税の確定申告の還付金を差し押さえしたものが1件、そういった状況になっております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 国保財政も、もちろん町の財政も厳しくなってきた、それで国のほうもこういう徴収の強化ということでは督促の仕方や財産調査、差し押さえというようなことをいろいろやっていくわけですけれども、担当におかれても、22年2月までに差し押さえ4件やったということで、差し押さえをするのもつらいところもあるんじゃないかなとは思いますが、その手順について間違いのないように、財産調査もきちっとした本人の承諾なども必要ではないかなと思います。このことを国のほうもこういうふう

にしなさいということでは、斑鳩町ではそんなことはないとは私は信じておりますけれども、他の市町村などの例では、もう本当に強迫まがいの督促をやったりね、その人のプライバシーを無視したようなやり方をやったりとかいうことがあるようですけれども、きちっと本人の承諾をとりながら、丁寧にやっていっていただけて、それでもなおかつ、こうですよという予告をしながらやっていっていただけたらというふうに思います。決して無理やりにとというようなことにならないように。1点だけ気になるのが、全国的な例の中で、加入者、だから、滞納してはる本人さんに無断で、その人がかけてる生命保険とか学資保険を解約をしたっていうような例も出てきてるんですね。ですから、まさか斑鳩町ではそんなことはないやろうというふうには思っておりますけど、でも、財産調査するときにはその辺まで調査っていうのは保険関係もいきますかね。

○嶋田委員長 寺田国保医療課参事。

○寺田国保医療課参事 保険関係、預金関係、その辺は全部いきます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。本当に人権を尊重した形での手順というのか、きちっとやっていっていただきたいと思います。そして、あとひとつ重要なことですので、この際、23年度の予算を審査する上において、私はあえて質問をさせていただきたいというふうに思います。以前、低所得者の保険税の減免についていろいろ町に申し上げ、一定の前進はしました。まだ、十分とは言えないというふうには思っているものの、少しずつ前進したとは思っております。さらに保険税ではなくて、窓口負担の問題なんですけれども、国民健康保険法の第44条では低所得者に対しまして窓口負担の減免制度を作るように定められていると思います。その法を守るように2007年12月に厚労省で調査をされましたところ、この減免制度を持っていない市町村国保が全国に45%もあったということで、その制度についての通知など、その後出ているのではないかとこのふうには思っているんですけれども、斑鳩町も当然私の知る限りでは窓口負担の軽減、減免制度っていうのはやっていないと思っておりますが、それでよろしいですね。そして、今後どのように考えておられるのかもあわせてお尋ねをしたいというふうに思います。

○嶋田委員長 西巻国保医療課長。

○西巻国保医療課長 医療費の窓口負担の減免措置についてでございますけれども、先ほど委員申されましたとおり、全国の市町村で約45%、奈良県ではほぼ採用されていないところでございます。国は昨年、こういった状況から市町村国保の被保険者が医療機関

の窓口で支払う一部負担金を減免する仕組みについて、減免基準を失業などで収入が一時的に生活保護に準じる状況になった場合などの収入基準を示されたところでございます。そうしたことから、本町におきましても本町の財政状況を見きわめつつ、また県内市町村の動向も見きわめながら、研究を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 国のほうでも一定そういうことをしなさいということであれば、本当にしんどい人を町だけでみるっていうのは非常に厳しいと思うんですよね。ですから、そういう減免制度をつくる、つくったら、町ももちろんですけども、県や国の一定の裏づけ、費用負担というものが、そういう裏づけがあってしかるべきかなというふうには思っているところなんですけれども、その裏づけのようなものについては国が何か示してますでしょうか。

○嶋田委員長 面巻国保医療課長。

○面巻国保医療課長 窓口負担の減免に関する費用負担といえますか、そういったご質問かなというふうに考えています。原則といたしましては、保険者負担となっているところですが、ただ、国の支援は現在、調整交付金、算定省令の中では、減免額が一部負担金総額の3%以上の被保険者に係る分については特別調整交付金、財政調整交付金の特別調整交付金において減免額の80%を支援しようという制度がございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、昨年9月に示された通知の中では、今後、国は減免額の2分の1を補助していこうというような形で現在予定されており、今後、省令等の改正を行う予定だというふうには聞いているところでございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 軽いうちにね、医療機関にかかっていたほうが重度にならない、重篤な状況にならないほうが医療保険者としてもいいのではないかなというふうに私は思っていますので、やはり本当に困っておられる方にはそういった援助をして、早いこと行っていただいて軽い間に済ますということ、それとまたあわせて、そういう医療に関しましてできるだけお金を使わないように予防ということについては、特にやっぱりこれからも力を入れてやっていっていただきたいというふうに思っておりますので、第44条につきましては、今後できるだけ早いうちに斑鳩町でも確立をしていっていただきたいということをお願いをしておきたいと思えます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

○伴委員 9ページなのですが、ちょっと確かめたいんですけど。説明のほうの世帯数と被保険者数、一般と下の対象と両方ありますねんけど、一般の方でしたら、結局、今年度と比べると世帯数で124世帯ふえてる。それで被保険者数で474人ふえてる。下のほうで、下の退職のほうであれば、9世帯減って、お二人減ってると。これはやっぱり上のほうでしたら、これ、世帯数から言えば4人ぐらいふえてるような形になってますねんけど、そのあたり。これ、下のほうでしたら、これ、ひとり暮らしの方が亡くなられて、世帯数だけが減ってるんかなというような気がするんですが、その辺ちょっと説明お願いしたいんですけど。

○嶋田委員長 面巻国保医療課長。

○面巻国保医療課長 ただいまのご質問は、一般被保険者の世帯数並びに被保険者数の増減について、並びに退職者被保険者の増減についてでございますけれども、世帯数につきまして、一般被保険者、一般の方なんですけども、これにつきましては過去の推移等を見きわめる中で、平成23年度、新年度予算を策定するに当たっては、この程度になろうかなというふうに見込んだ数字で、世帯数で4,242世帯、被保者数で7,498人と見込んだところでございます。

また、一方、退職のほうなんですけれども、これも制度につきましては、現在、26年度までの制度でございまして、被保険者数の方が徐々にではございますけれども、減っていく傾向にございます。そういった傾向を見る中で、世帯数で146世帯、被保険者数で330人というふうに見積らさせていただいたところでございます。以上です。

○嶋田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第14号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 それでは議案第14号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

まずはじめに、議案書の朗読をさせていただきます。

議案第14号

平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、特別会計予算書の67ページをごらんいただきたいと思います。

予算書を朗読いたします。

平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算

平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億7,260万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 介護給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、座らせていただいて説明申し上げます。

まず、当特別会計予算の概要をご説明いたします。本特別会計の歳入歳出予算の総額は16億7,260万円を計上いたしました。介護保険の予算につきましては、平成22年度の実績及び今後の給付額等の推計をもとに、平成23年度に必要な予算を計上させていただいているところであります。

はじめに、歳入予算についてであります。まず、75ページをお願いいたします。

第1款保険料、第1項介護保険料であります。本年度予算額は第1目第1号被保険者保険料で3億4,705万8,000円を計上しており、前年度と比較して1,804万7,000円、5.5%の増となっております。この金額につきましては、65歳以上のいわゆる第1号被保険者に係る保険料であります。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項手数料についてであります。第1目督促手数料において保険料の督促手数料といたしまして、前年度と同額の2,000円を計上しております。次に、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金についてであります。本年度予算額は第1目介護給付費負担金で、2億8,098万3,000円を計上しており、前年度と比較いたしまして、1,254万8,000円、4.7%の増であります。これは施設給付費を除く介護給付費の20%と施設給付費の15%を計上しております。

次に76ページ、第2項国庫補助金についてであります。本年度予算額は5,319万6,000円を計上しております。前年度と比較して37万円、0.7%の増であります。その内訳は第1目調整交付金が3,823万7,000円、第2目地域支援事業交付金の介護予防事業分として上限事業費の25%に当たる277万円、第3目包括的支援事業任意事業分として上限事業費の40%に当たる1,218万9,000円を計上しております。

次に、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金についてであります。本年度予算額4億7,929万4,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして1,986万9,000円、4.3%の増となっております。その内訳につきましては、第1目介護給付費交付金として介護給付費の30%に当たる4億7,597万円、第2目地域支援事業交付金の介護予防事業分として上限事業費の30%の332万4,000円を計上しております。なお、介護給付費交付金につきましては、40歳から64歳までの保険料に係るものであります。

次に77ページ、第5款県支出金、第1項県負担金であります。第1目介護給付費負担金で2億3,465万2,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして982万5,000円、4.4%の増となっております。施設給付費を除く介護給付費の12.5%と施設給付費の17.5%を計上しております。

次に、第2項県補助金では748万円を計上しており、前年度と比較して26万5,000円、3.4%の減となっております。その内訳は第1目で地域支援事業交付金の介護予防事業分として、上限事業費の12.5%の138万5,000円、第2目地域

支援事業交付金の包括的支援事業任意事業分として上限事業費の20%の609万5,000円を計上しております。

次に78ページ、第6款財産収入、第1項財産運用収入であります。本年度予算額は第1目利子及び配当金で7万8,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして、1万4,000円、15.2%の減となっております。

次に第7款給付金、第1項給付金につきましては、第1目給付金で前年度と同様の1,000円を計上しております。

次に78ページから79ページ、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金であります。本年度予算額2億4,813万5,000円を計上しております。前年度と比較しまして、21万5,000円、0.1%の増であります。第1目介護給付費繰入金では1億9,832万2,000円、第2目地域支援事業費繰入金の介護予防事業分として138万5,000円、第3目地域支援事業費繰入金の包括的支援事業任意事業分として609万5,000円、第4目その他一般会計繰入金では4,233万3,000円を計上しております。介護給付費繰入金として介護給付費の12.5%、地域支援事業費繰入金は介護予防事業分として上限事業費の12.5%、包括的支援事業任意事業分として上限事業費の20%を計上しております。その他一般会計繰入金では職員給与費及び事務費に係る分を計上しております。

次に、79ページ、第2項基金繰入金であります。本年度予算額としまして2,165万円を計上しており、前年度と比較して220万円、9.2%の減であります。

その内訳は、第1目介護給付費準備基金繰入金としまして、2,165万円を計上しております。なお、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は廃目であります。

次に第9款繰越金、第1項繰越金では、第1目繰越金として、前年度と同様の1,000円を計上しております。

次に、80ページ、第10款諸収入、第1項延滞金加算金及び割引料では第1目過料で1,000円、第2目第1号被保険者延滞金で3万9,000円、第3目第1号被保険者加算金で1,000円を計上し、また第2項雑入では弁償金等の雑入としまして、合わせて項全体で2万9,000円を計上しております。第1目滞納処分費、第2目弁償金、第3目違約金及び延納利息、第4目第三者納付金、第5目返納金ではそれぞれ1,000円を計上、また第6目納付金で1万4,000円、第7目雑入で1万円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、歳出予算であります。81ページをお開きいただきたいと思います。

第1款総務費、第1項総務管理費であります。本年度予算額は第1目一般管理費で2,134万1,000円を計上しており、前年度3月と比較しまして646万円、23.2%の減となっております。予算の財源内訳はその他で2,134万円、一般財源で1,000円となっております。主なものは、職員3人の人件費、国民健康保険団体連合会への負担金、電算システムのソフト使用料等の経費であります。

次に82ページ、第2項徴収費であります。本年度予算額は、第1目賦課徴収費で152万4,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして1万8,000円、1.2%の増となっております。予算の財源内訳はその他で148万4,000円、一般財源で4万円となっております。主なものは年金からの特別徴収する方への保険料の通知、及び普通徴収の方への納付書等の送付に係る経費等であります。

次に、82ページから83ページの第3項介護認定審査会議費であります。本年度予算額は第1目介護認定審査会議で1,893万8,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして178万4,000円、8.6%の減となっております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。主なものは、介護認定に係る主治医意見書の作成手数料、訪問調査に伴う認定調査事務委託料等であります。

次に83ページ、第4項趣旨普及費であります。本年度予算額は、第1目趣旨普及費で35万3,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして1万5,000円、4.1%の減となっております。予算の財源内訳はすべてその他となっております。パンフレットの作成に係る経費等であります。

次に同じく83ページ、第5項介護保険運営協議会費であります。本年度予算額は第1目介護保険運営協議会費で20万円を計上しております。予算の財源内訳はすべてその他となっております。平成23年度につきましては、第5期介護保険事業計画策定のため、計5回の開催を予定しております。

次に、84ページ、第6項地域包括支援センター運営協議会費であります。本年度予算額は第1目地域包括支援センター運営協議会費で、前年度予算額と同額の4万円を計上しております。予算の財源内訳はすべてその他となっております。

次に84ページ、第2款介護給付費、第1項介護サービス等諸費についてであります。本年度予算額は第1目介護サービス等諸費で14億2,273万7,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして5,711万8,000円、4.2%の増となってお

ります。予算の財源内訳は国庫支出金、県支出金合わせて4億9,668万4,000円、その他で6億466万8,000円、一般財源で3億2,138万5,000円となっております。これは要介護1から5に認定された方への介護サービス等に係る経費であります。次に、85ページの第2項介護予防サービス等諸費についてであります。本年度予算額は、第1目介護予防サービス等諸費で7,582万5,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして454万8,000円、5.7%の減となっております。予算の財源内訳は国庫支出金、県支出金合わせて2,646万9,000円、その他で3,222万4,000円、一般財源で1,713万2,000円となっております。要介護認定結果が要支援1及び2と認定された方々へのサービス費用に要します所要額を計上しております。次に、第3項その他諸費についてであります。本年度予算額は第1目審査支払い手数料で251万5,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして4万9,000円、2.0%の増となっております。予算の財源内訳は国庫支出金、県支出金合わせて87万8,000円、その他で106万9,000円、一般財源で56万8,000円となっております。国保連合会において、支給限度額等の審査及び支払い事務をされることから、これに係る経費であります。

次に86ページ、第4項高額サービス等費についてであります。本年度予算額は、第1目高額サービス諸費で2,456万1,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして331万9,000円、15.6%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金、県支出金合わせて857万4,000円、その他で1,043万8,000円、一般財源で554万9,000円となっております。これは健康保険と同様に、1割の自己負担額が高額になった場合に、一定額を超えた分について償還払いをすることに係る経費であります。なお、上限額につきましては、生活保護の受給者、住民税非課税で高齢福祉年金の受給者、住民税世帯非課税で、個人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせた金額が80万円以下の方が1万5,000円、住民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額合わせた金額が80万円を超える方が2万4,600円、それ以外の方が3万7,200円となっております。

次に同じく86ページ、第5項高額医療合算サービス等費についてであります。本年度予算額は、第1目高額医療合算サービス諸費で667万3,000円を計上しております。予算の財源内訳は、国庫支出金、県支出金合わせて232万9,000円、その他で283万6,000円、一般財源で150万8,000円となっております。これは

現在、介護保険、医療保険の制度において、それぞれに自己負担額が高額になったときは、月額で限度額が設けられており、それぞれ高額介護サービス費、高額療養費として限度額を超えた分について支給されています。さらに、このそれぞれの利用額を合算し、年額で所得に応じて限度額が設けられ、その限度額を超えた分について介護保険と医療保険の利用額に応じて案分され、介護保険事業特別会計からは高額医療合算サービス等費として支給されることとなっております。

次に 86 ページから 87 ページ、第 6 項特定入所者介護サービス等費についてであります。本年度予算額は、第 1 目特定入所者介護サービス等費で 5,425 万 4,000 円を計上しており、前年度予算額と比較しまして 623 万円、23% の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金、県支出金合わせて 1,893 万 8,000 円、その他で 2,305 万 7,000 円、一般財源で 1,225 万 9,000 円となっております。施設に入所等されてる方の居住費と食費に係る経費であります。

次に 87 ページ、第 3 款基金積立金、第 1 項基金積立金であります。まず、第 1 目介護保険給付費準備基金積立金では本年度予算額は 7 万 8,000 円を計上しており、前年度予算額と比較しまして 1 万円、11.4% の減となっております。予算の財源内訳はすべてその他となっております。これは介護保険の保険給付に関し、保険料等に余剰金が生じる場合に、その余剰金を基金に積み立て、次年度以降の保険給付の財源とするものであります。

次に、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金についてであります。これは介護従事者処遇改善臨時特例基金において発生した利息分を基金に積み立てるものであります。平成 22 年度中に全額取り崩す予定であり、廃目となっております。

次に 87 ページから 88 ページ、第 4 款地域支援事業費、第 1 項介護予防事業費であります。まず第 1 目一次予防事業費についてであります。なお、この一次予防事業費は前年度の名称としましては、介護予防一般高齢者施策事業費であったものでございます。本年度予算額は、192 万 3,000 円を計上しております。前年度予算額と比較しまして 158 万 8,000 円、45.2% の減となっております。予算の財源内訳は国庫支出金、県支出金合わせて 71 万 8,000 円、その他で 82 万 1,000 円、一般財源で 38 万 4,000 円となっております。これは、65 歳以上の高齢者を対象として実施いたします運動機能向上指導や認知症予防事業等に係る経費であります。

次に 88 ページ、第 2 目二次予防事業費についてであります。この二次予防事業費は、

前年度の名称としましては介護予防特定高齢者施策事業費であったものでございます。本年度予算額は916万3,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして、102万3,000円、10.0%の減となっております。予算の財源としては国庫支出金、県支出金合わせて343万7,000円、その他で389万6,000円、一般財源で183万円となっております。これは要介護状態に移行するおそれの高い高齢者を対象として実施いたします介護予防事業に係る経費で、臨時職員や歯科衛生士の賃金、運動機能向上指導業務委託料、食の自立支援事業委託料等が主な経費であります。

次に、88ページから89ページにかけての第2項包括的支援事業任意事業費であります。まず第1目包括的支援事業費についてであります。本年度予算額は2,000万円を計上しており、前年度予算額と比較しまして78万1,000円、3.8%の減となっております。予算の財源内訳は国庫支出金、県支出金合わせて1,200万2,000円、その他で400万1,000円、一般財源で399万7,000円となっております。これは斑鳩町社会福祉協議会に委託しております地域包括支援センターの運営に係る経費であります。

次に、第2目任意事業費についてであります。本年度予算額は1,047万1,000円を計上しており、前年度予算額と比較しまして108万8,000円、11.6%の増となっております。予算の財源内訳は国庫支出金、県支出金合わせて628万2,000円、その他で209万4,000円、一般財源で209万5,000円となっております。これは配食サービス、家族介護用品支給事業や、緊急通報装置貸与事業等に係る経費であります。

次に同じく89ページ、第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金であります。第1目第1号被保険者保険料還付金で100万円、第2目償還金で2,000円、第3目第1号被保険者還付加算金といたしまして2,000円、それぞれ昨年度と同額であり、項全体で100万4,000円を計上しております。これは被保険者が所得の更正等により、既に納めた保険料に過納が生じた場合の返還金などであります。

最後に90ページ、第6款予備費であります。前年度と同様100万円を計上しております。以上で斑鳩町介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審査を賜り原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 介護保険のほうもいろいろと数字的なものも見ながら予算書を見させていただいてたんですが、少し教えていただきたいことがあります。予算関係参考資料の21ページには、この特別会計の要介護認定の状況っていうのが書かれています。ところが、この1号被保険者に該当する人数の全体というのがちょっと把握できないので、私としては、認定を受けておられる方がどの程度、その1号被保険者のうちのどの程度がを受けておられるのかなというのが、やっぱりこれらの資料を見ててちょっとわからなかったもので、人数的なものもできましたら、全体の人数ですね、わかる年度からで結構ですので、1号被保険者の人数を少し教えていただけないかと思うんですが。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 すみません、平成21年度、この数字しか持っておりませんので、それを報告させていただきます。この資料のほうでは1,164名、介護認定者と出ております。それで、21年度末では65歳以上が6,832名が第1号被保険者になります。ですので、要介護認定を受けてない方の人数は5,668名ということになります。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 そうですね。やはり介護認定を受けておられる割合っていうのは、もう医療とは比べ物にならないぐらい、保険料は払っているけれども利用していないという方が大多数と言うていいぐらい大きく、どちらかというサービスを受けてない人のほうが圧倒的に多いという状況の中では、この介護保険事業を進めていくのはとても難しい、元気な皆さんに「私は使うことない」とか断言されながら、本当に保険料を集めていくっていうのは非常に難しいんですが。ただまあ、政府はうまいこと特別徴収ということをやってくれはったんで、割合低い年金であっても天引きができるようなシステムになってるので、それはある程度特徴でというのがほとんどなんで、担当としては楽なんかなあというふうには思っているところですけども。この中においてですね、私ずっと最初のスタート、4期納入やったんを納期をふやせと言うて、今8期納期まで広げてもらいましたし、最初は6段階で保険料の段階設定を5段階から6段階にして、そこから段階ずっとふやしてきていただいたと思います。生活保護の段階入れて、今、斑鳩町、11段階ですよ、保険料設定ね。できましたら、こういう予算のときですので、いろいろ見させていただく中では、22年度と23年度、この予算を編成した時点で、この1号被保険者のそれぞれの段階の人数というのは、今できたら答えていただくことはできますでしょうか。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 申しわけございません、ちょっと数字は把握しておりません。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 私としてはその推移というのは見ておきたいと思っておりますので、これね、実は厚生常任委員会にもなかなか出てこない数字なんです。ですから、私以前、介護保険の運営協議会行っていましたら、運協でこういう数字出てくるんですけどね、担当の常任委員会でもなかなか出てこない数字なんでね、できましたらこの機会ですので、予算を見る中で、前年度と今年度を比べるという意味では1号被保険者の保険料段階、そしてまたその人数というのは後ほど結構ですので、教えていただきたいというふうに思っております。それとですね、この中で気になったのが、予算書79ページにあります介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金ですね、これ23年度は廃目ですね。先ほどの課長の説明でも22年度中に使うということで、23年度ではなくなるという話でした。ということは、23年度はまだ介護保険のいろいろな制度の改正はまだなんです。今検討していくわけですね、23年度は。検討していくけれども、その検討している段階に、これ既に廃目になってしまうということでは、私ちょっと矛盾を感じてるんですけどもね。検討するのに合わせて、始まる時になくなるんやったらいいんですけども、検討してる段階でなくなってしまうということについてはね、ちょっと心配なんですけど、その後、この介護従事者の処遇改善について、23年度はどんな処置がとられるのか、そのこのところはちょっと気になりますので、教えていただきたいなと思うんですけど。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 もう委員、ご存じだと思いますけども、介護従事者の待遇が悪いということでその単価を上げるということで、介護サービスの単価を上げました。その関係で全国ですけども、介護保険料が上がる状況になっています。それまで急激に上がってはだめだということで、国のほうから一定のお金が各市町村におりてきました。それで、斑鳩町におきましては、それを利用者にとって急に上がるのは好ましくないということで、段階的に、本来の保険料に戻すような形に持っていきこうということをしております。それで、平成21・22・23年度、3年間になりますけども、平成21年度につきましては、そのいただいたお金の3分の2を充当して、その前の期の平成20年度とほとんど介護保険料が変わらない形に持っていっております。それで、平成22年度の今年につきましては、3分の1、残りの3分の1を上げて、それがちょうど中間の金額にな

るようにしております。その結果、平成23年度、来年度ですね、についてはもともと国からお金がおりにこないときの金額になるということで、段階的に少しずつ上がるような形に斑鳩町としては対応したということで、平成22年度中に残りの全額を落とすと。それは全額と言いましても、全体いただいたお金の3分の1だけを、残り分を使わさせていただいたということでもあります。ちょっとすみません、このガイドブックいうのがありますねんけども、本来はここが一番上の金額ということになりますけども、平成20年度とほとんど変わらない形に、21年度はなってます。それでその次の今年ですけど、それとちょうど間になって、最終、来年度23年度につきましてはこれを使いませんので、本来の介護保険料の形になると。ですので、23年度につきましては介護従事者の基金についてはないというような形でございます。以上です。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 ということは、保険料は変わらないまま、従事者の処遇改善を進めてきているということになりますと、結局、サービス全部使った中で、保険料ずっと23年まで保険料そのままですよ。ですから、負担が介護会計そのものの給付費とかそういうのに響いてくるんかなっていうふうには思ったりするんですけども、それはどういう見方したらいいでしょうか。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 サービス自体は平成21年度以降ですね、処遇改善ですから、サービス単価は上がっております。それで、細かい数字は別にして、金額から言いますと、本来は、だいたいの金額で言いますと、本来は何も国からお金をいただかなければ、基準で約4,000円ぐらいになったと、斑鳩のほうは、なったと。平成20年度は3,900円であったという形です。それについて、平成21年度は細かい数字は別にして、大体同じ金額の3,900円で、平成22年度は3,950円、平成23年度は4,000円という形で保険料は少しずつ上がっていくということです。斑鳩町はそういう形で対応させていただいてます。段階的に上がるようにという形で。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 そうしましたら、この件については、全体としては響いてこないという考え方になって、基金の繰り入れ、同じところにもあるんですけどね、介護給付費準備基金のほうですね。基金の繰り入れについても、今年のほうが若干、その数字が大きくなってますけれども、この基金の繰り入れっていうのはあくまでも対象となる給付がま

まふえたというふうな感覚で、若干基金の繰入額がふえたと単純に考えていいという、そういうことでよろしいんですか。

○嶋田委員長 池田副町長。

○池田副町長 まず、先ほどの介護従事者処遇改善臨時特例基金ですけども、これ、先ほどから佐藤課長が説明しておりますように、平成20年度に改正が行われまして、21・22・23、もう20年に改正が行われて21年度から介護従事者の給料を3%上げましょうよとなりました。ですから、給付費、いわゆる使ったお金は3%上がっております。ですから、一定の施設のどこでの給料も上がっております。ですから、給付費は上がっております。当然、給付費が上がるということは保険料も上がってきます。先ほど、何回も佐藤福祉課長が言うてますように、保険料もそれに見合う分で計算はしております。平成21、本当なら21、22、23せなあかんけど、ただ21、22、急激に保険料が第1号被保険者にかかってきたら大変だということで、国から基金をもらって、その保険料を下げたと、21、22は。ただし、23年度はもう本則に戻っておりますよと。23年の介護保険のお金はこれは3%上がった介護給付費に適応する金額となっておりますんで、当然、利用者、1号被保険者もすべて、やはりその3%については一緒に負担をしましょうとなっておりますんで、必ずそちらで負担をしていただくと、こういう制度になっております。

(「違うねん、それプラス」と呼ぶもあり)

○池田副町長 違う。それから、ちょっと待ってください。

(「私、次聞いたん、そのことと違うねけど」と呼ぶ者あり)

○池田副町長 違うんです。これの説明、ちょっと先に里川委員が説明されておりました影響はしてないかって言うと、必ず影響してますよと。これをまず言うてるんです。影響してます。ほんで、次に準備基金というのは、21・22・23を平均的にならすために、20年、21年度はこれくらい取り崩して、22年度は普通は最終年度が一番よく取り崩しするんです、保険料をならしてますんで。で、中間年度で平均になるようになってますので。ですから、本年度は当然、取り崩す金額は過去より大きな金額となってきておると、こういうことです。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 それでね、この準備基金の性質というのは、今、副町長も言わはったとおりになんですけれども。23年度の残の見込みがこの関係資料のほうの35ページに載ってま

して、5,622万9,000円の残なんですけれどもね。これ3年ごとに計画を見直すときに、この基金がいくらあるかっていうのはね、すごい重要なんですよね。保険料を決めるときにも、この基金というのはいまはもうほんまに重要で、私たちがいろいろ調べてる中で見れば、今度の、その今23年度中に検討されようとしている中では、この各市町村が持つてゐる介護給付費準備基金、この基金からその介護保険料の値上がり、嫌でも値上がりしますよと、今国が試算してるんですよね。嫌でもほんまに今国が出してるのは1,040円ですね、1,040円ぐらい値上がりしますよというて、国は出してるんですよね。そんな中にあっても、この基金使うて値上りを抑えなさいという方向があると思うんですけどね。斑鳩町、前のときやったら、もうちょっと基金残ってたと思うんですけど、これ5,622万9,000円の今度制度変わるときの基金という額がこの額なので、少し国の方向から言うと、月額1人130円相当の保険料引き下げに充当してほしいというようなことを言われてる中では、この23年度末見込んだときに、ちょっと心配なんちゃうかなっていうふうには思ってるんですけど、この基金の残高についてはどんなものでしょうね。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 介護保険の準備基金につきましては、基本的な考え方として、全額をその介護サービスといいますか、そこへ充当するというのはいま基本的な考え方なんですけども。例えば、それぞれの、例えば斑鳩でしたら斑鳩町に大きな施設、近くに大きな施設ができた関係で、急なサービス量がふえたということのために、前の期については、今期に対して約3,000万円弱ぐらいは残さないといけないだろうということ、それ以外については今期ですね、来年中までに全額引き落としするということを考えて介護保険料の金額は決定したわけです。しかし、その後、例えば、もう委員もご存じだと思いますけども、前年度の決算では2,000万円ぐらいの黒字になったりとかいろいろしておりますんで、予定よりは残高は多くなっていると考えています。

それで、前年度末で、確か7,700万円ぐらいだったと思うんですね。それで、今回金額、補正等をかけてまして、最終6,100万円ぐらいにはなるのではないかと、残高がね、になるのではないかと考えてます。あと、ですので、今後につきましては、この次の23年度の状況によりますけども、例えば急な「出」がふえたり、特別大きな要因がなければ、一定の基金残高は残るのではないかと考えています。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。また、その動向は23年度中に、十分に見ながら進めていただいで、改正に向けての準備をしていただきたいと思えますけれども、そこでもうひとつ、この際ですので、私もちょっとうろ覚えになってるんですが、もう1本の基金ですね、県のほうにおいてあります財政安定化基金、市町村も拠出してますけれども、この財政安定化基金っていうのは、もうたまり過ぎて、ストックされて、ほいでもう今拠出をとめてるといような状況になってるんですけど。この財政安定化基金のほうの取り崩しも、次期改定の中では視野に入ってるというように言われてるんですが、それについては何か情報というのはありますでしょうか。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 すみません、その件は聞いておりません。先ほど委員おっしゃったように、それぞれ予定の県下で、市町村の積立額が十分になったということで、もう止まっていると。県全体で32億8,000万という金額が積み立てられたといふところまでは知っておりますけれども、今委員がおっしゃった件についてはちょっと存じておりません。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 そうなんです。今、課長が言わはったようにね、物すごい大きなお金がたまってる割には使っていないので、今、拠出止とまっていますけど。これも市町村がこれまで拠出してきた分で、取り崩しをしたらどうかというのが国の考え方のようなんです。ですから、またその辺も十分見ていただきたいと思えます。

それと、私が一番気になるところが、担当課もご存じだと思いますが、予算書の88ページにございます地域包括支援事業費、先ほどの説明でもございました地域包括支援センターの運営については社会福祉協議会のほうへ委託をしているということで、その予算が2,000万円です。ここには、専門職が必要であるということで、斑鳩町では新たにその専門職を採用する人にも、ノウハウを持っている社会福祉協議会のほうへ委託したいんだという考え方が示されまして、進んできた事業だといふふうに理解はしておりますけれども。その地域包括支援センターの人事面で、非常に昨年来、私たちは心配をしてきました。途中でおやめになったり、いろいろございまして。この際ですので、改めまして、23年度はこの予算書で2,000万円の委託料が上がっております。その体制につきまして、きちっととっていただく準備が今進められているのかどうか、これについてきちっと確認をしておきたいといふふうに思えます。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 委員もご心配していただいている地域包括支援センターの人員の件でございます。職員が1人退職しまして、その補充につきまして、これは地域包括支援センターに確認した事項なんですけども、新たに社会福祉士を1人、経験のある社会福祉士を1人採用するというところでございます。それで、専門職の主任ケアマネにつきまして、今のセンター長が主任ケアマネの資格を持っておりますので、あと経験のある看護師も今までおられますので、そういう専門職の人員的には充当していると。それと人数的には採用しましたので、年度途中で退職をされる前の状態と同じ形になるのではないかと考えています。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 ということは、何か半日の臨時職員さんがいらっしゃるの、3.5人ということですか。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 すみません、0.5人の方が2人おられますので、合計は4人です。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 合計4人ということで進めていただけてということなんですけれども、とりわけ、すね、認知症対策というのが、どうもまだまだ不十分だと。国のほうも、この点についてはご認識をお持ちのようなんですけれども、地域包括支援センターには認知症のコーディネーターを置いていくというて予算化されてるんですけどもね。ところが、この認知症の関係の負担が、国が2分の1かなんかで、都道府県とか政令指定都市が2分の1持たなあかんとかいうことで、裏負担が大きいとかで、なかなか全国的に進んでいないというような状況があるようなんですね、どうも。ですから、私もせっかく国がそういう方向を出してくれてなのに、なかなか市町村までもおりにこなくて、市町村で取り組めないというのが残念で仕方がないんですけども。でも、本当にひとり暮らしとか高齢者のみの世帯の中で、少しちょっとおかしいんじゃないかなという、初期ですね、認知症の初期の方なんかの手当では、早ければ早いほど、早くすればするほど効果もあるし、そしてまた地域の人々も見守っていただけるし、もうそんな地域のご近所どうにも手に負えへんっていうようなことになってしまうよりは、本当にこれ、取り組めたらと思うんですけども、特段、この地域包括のほうでは、今の時点で認知症の対策っていうことでは、何かメニュー的なものはおりにきてないんでしょうか。

○嶋田委員長 佐藤福祉課長。

- 佐藤福祉課長 すみません、僕の今知る限りではおりてきてないのではないかと思います。それで、今委員おっしゃった件については、もう一度ちょっと調べさせていただいて、例えば、今聞いて初めてちょっと考えたんですけど、例えば中小の小さいところの町でしたら、難しいんですしたら、広域の話もあるでしょうし、それが実際可能かどうか含めてね、ちょっと検討させていただきたいと思います。
- 嶋田委員長 里川委員。
- 里川委員 これ、県も大きくかかわる問題なようなんです。ですから、広域で考えていただくにしても、県との協議っていうのも必要になってくるような案件ではないかなというふうに思いますのでね。でも、できるだけこの認知症対策というのは、力を入れてぜひともやっていただきたいなっていうふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。
- 嶋田委員長 ほかにございませんか。 伴委員。
- 伴委員 87ページの下から2番目の一次予防事業費の運動機能向上指導業務委託料、これがどんと下がってますねんけど、4分の1ぐらい下がってるんですが、このわけを教えてください。
- 嶋田委員長 佐藤福祉課長。
- 佐藤福祉課長 前年度と比較して大きく減ってる理由についてでございます。基本的な考え方といたしまして、一次予防、今までで一般高齢者ですね、につきましては、比較的元気な高齢者ということで、基本的な考え方は元気な高齢者に対しては、介護予防について普及啓発、例えばこういうことをすれば介護予防というのは、そういうこと、介護にならないですねということを勉強していただいて、実践は自宅でしていただくというのが基本的な考え方なんです。それで、斑鳩町におきましては、それとはもう関係なく、特定高齢者、一般高齢者も含めて運動教室をしておったんですね。しかし、それは本来の形ではないだろうということで、本来でしたら、いけば講演とかいう形になってしまいますけども、今まで割と定期的にやってきた中で、急にそういう講演で、もうあとは家で実践してくださいよという形もなかなかできませんので、町といたしましては月に1、2回、毎月ですね、1、2回必ずあるような形で運動教室をやっていくような形で予算計上をさせてもらっています。そのかわり、回数がちょっと減ってますので、金額が減っているということです。
- 嶋田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第15号平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。 面巻国保医療課長。

○面巻国保医療課長 それでは議案第15号平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第15号

平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、お配りさせていただいております特別会計予算書の99ページをごらんいただけますでしょうか。

はじめに、予算総則につきまして朗読をさせていただきます。

平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算

平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,560万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

恐れ入りますが、座らせていただいておりますご説明をさせていただきます。

はじめに、本特別会計の予算の概要についてでございます。

予算総額は2億8,550万円となっております。前年度と比較して2,240万円、7.3%の減となっております。本特別会計は後期高齢者医療保険料の収納について、

会計上明確にするために設置されているものであり、本町が保険料を徴収し、その保険料と事務費等を奈良県後期高齢者医療広域連合へ納付する会計となっております。

また、前年度予算と比較して減額となった主な要因につきましては、平成22年度予算を編成する時点では、平成22年度、23年度の新保険料率について正式決定されておらず、平成21年10月に広域連合から示された保険料収入をもって計上したことによる保険料収入の減が主なものとなっております。

それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の概要をご説明させていただきます。恐れ入りますが、予算書の105ページをごらんいただけますでしょうか。

はじめに、歳入予算についてでございます。

第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料についてであります。本年度は2億2,879万3,000円を計上しております。前年度と比較して2,178万円、8.7%の減となっております。予算の内訳は、第1目特別徴収保険料で1億4,217万4,000円、第2目普通徴収保険料で8,661万9,000円となっております。保険料総額は広域連合の見積もりによる保険料となっております。また、収納方法の区分につきましては、平成21年度実績に基づく割合で、特別徴収分を62%、普通徴収分を38%として計上しているところでございます。

続きまして、第2款使用料及び手数料、第1項手数料についてであります。第1目督促手数料で、保険料の督促事務に係る手数料として、本年度は前年度同額の2万円を計上しております。続きまして、第3款寄附金、第1項寄附金についてであります。第1目寄附金で寄附金があった場合に、受け入れとして本年度は前年度同額の1,000円を計上しております。

106ページをお開きいただけますでしょうか。第4款繰入金、第1項他会計繰入金についてであります。第1目一般会計繰入金で、本年度は5,572万2,000円を計上しております。前年度と比較して62万円、1.1%の減となっております。一般会計からの繰入金として保険料の徴収や被保険者証の交付など、町が行う事務費繰入金、523万7,000円、また、広域連合の運営に係る事務費負担金、低所得者の保険料軽減に伴う保険基盤安定負担金などの後期高齢者医療広域連合納付金繰入金5,045万8,000円を計上しております。なお、この後期高齢者医療広域連合納付金繰入金につきましては、公費負担相当分として一般会計から、いったん本特別会計に繰り入れ、さらに特別会計から広域連合に納付する仕組みとなっているところでございます。

続きまして、第5款繰越金、第1項繰越金についてであります。本年度は前年度同額の1,000円を計上しております。

続きまして、第6款諸収入についてであります。第1項延滞金、加算金及び過料では、本年度は前年度と同額の1万1,000円を計上しております。予算の内訳は第1目延滞金で1万円、第2目過料で1,000円となっております。

107ページにお移りいただけますでしょうか。第2項償還金及び還付加算金では、転居や死亡などにより、前年度までに納付された保険料に還付等が生じた場合、その相当額を広域連合から受け入れるもので、本年度は前年度と同額の105万円を計上しております。予算の内訳は、第1目保険料還付金で100万円、第2目還付加算金で5万円となっております。

次に、第3項雑入では、前年度同額の2,000円を計上しております。予算の内訳は第1目滞納処分費で1,000円、第2目雑入で1,000円となっております。

108ページをお開きいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算についてご説明をさせていただきます。

はじめに、第1款総務費についてであります。第1項総務管理費、第1目一般管理費では、本年度は前年度とほぼ同額の136万3,000円を計上しております。予算の財源内訳はその他で136万1,000円、一般財源で2,000円となっております。被保険者証の郵送など、資格管理に係る事務費用となっております。

次に、第2項徴税费、第1目徴収費では、本年度は359万9,000円を計上しております。前年度と比較して7万円、1.9%の減となっております。予算の財源内訳はすべてその他となっております。後期高齢者医療保険料の徴収管理に要する電算関係の費用や、納付書の作成費や郵送料などとなっております。

109ページにお移りいただけますでしょうか。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。

第1項後期高齢者医療広域連合納付金で、本年度は2億7,928万8,000円を計上しております。前年度と比較して2,233万3,000円、7.4%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で5,048万5,000円、一般財源で2億2,880万3,000円となっております。被保険者から納付される保険料相当額2億2,880万3,000円と歳入予算のほうでご説明申し上げましたように、一般会計から受け入れた広域連合の運営に係る事務費負担金1,498万7,000円、保険基盤安定負

担金 3,549万8,000円を広域連合に納付するものとなっております。

続きまして、第3款諸支出金についてであります。第1項償還金及び還付加算金、保険料還付では、本年度は前年度と同額の105万円を計上しております。予算の財源内訳はすべてその他となっております。転居や死亡などにより、前年度までに納付された保険料に減額更正が生じた場合に還付するための予算を計上させていただいております。

最後に、第4款予備費についてであります。本年度は前年度と同額の30万円を計上しております。現行の後期高齢者医療制度を廃止した後の新たな制度の構築につきましては予断を許さない状況となっておりますが、国等からの情報収集に努めるとともに、今後示されるであろう制度設計の動きには十分注視しながら、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 参考資料の25ページには、特別会計のこの後期高齢者医療の特別会計の参考資料として上げられてるんですけどもね。21年度、22年度の被保険者数が書かれてるんですけども、できたら、平成23年度においては、この後期高齢者医療の方へと移行する方の人数がまた加算されると思うんですけども、予算を立てられる上において、被保険者数は何人という見込みで立てておられるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○嶋田委員長 面巻国保医療課長。

○面巻国保医療課長 被保険者数の推移でございます。参考資料の25ページでは、12月末現在となっておりますが、平成20年度末で2,856人、平成21年度末で2,979人、平成22年1月末現在では3,072人となっているところでございます。

また、平成23年度は予算に計上させていただきました被保険者数の見込みでございますけども、3,140人程度を見込んでいるところでございます。以上です。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。何ぼかずつ、これ、ふえていくんだらうなと思うんですけども、で、この制度ができてから、私ずっと気になって、これまでいろんな形で質問や

要望してきたひとつなんですけれども、実は75歳以上と限定されていて、これの誕生日の取り扱いなんですけれども。例えば、その月の途中で誕生日を迎えたら、誕生日の日から、たちまち保険が変わってしまうという、最初当初、それでは制度上、非常に複雑になるのではないかと、誕生日が15日にあれば14日までが前の国保なら国保で、誕生日来たからといって急に後期高齢とかね、その月の途中であってもいつでもその誕生日によって違いが出てくるという。だから、両方からの同じ月であっても2つの保険に入ってたというような形になって、いろいろ複雑な面があることについては問題があるというふうに申し上げてきた経過があるんですけれども。その後、それについては何か改善をされたかどうかという動向ですね、制度的に中身としては、そしてまたそれが改善をされていないとなれば、複雑な事務に対する改善、誕生日の改善はされてなくても事務的なもので何か改善がなされたかどうかとか、そういうものをちょっと経過を教えてほしいと思います。

○嶋田委員長 西巻国保医療課長。

○西巻国保医療課長 月途中での制度への移行、後期高齢者医療への移行ということで、2つの点からご説明させていただきたいと思います。

まず1点目、保険料についてでございます。この保険料につきましては、誕生日の月の前月までは、それまで属されておりました医療保険の方でお支払いをいただくこととなっております。それ以後につきましては後期高齢者保険制度の保険料として支払っていただいているところでございます。

もう1点、非常にややこしかったのが、高額療養費に係る部分だったと思うんですけれども、これにつきましては、平成21年1月から制度のほうで改善されまして、月の途中で75歳になって、後期高齢者保険制度のほうへ移行された場合には、誕生日の前後によって、例えば国保に入っておられたら国保の限度額を2分の1にしましょう、で、後期高齢者保険医療の方でも2分の1にしましょうと。そういった制度改正が行われておりまして、現時点ではそういったものの混乱というか、問題というか、そういったものは解消されている状況にございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 担当のほうとしては、そうやって2分の1ずつ限度額をしますから、事務の流れとしてはそうやって理解していただいていると思うんですけれども。お年寄り本人にとっては非常にわかりにくい制度で、何がどうなってるか、訳わからんというような

状況があるわけなんですね。ですから、その高額医療費の場合ですね、認定証やったかな、先にその届け出をして高額医療分の超えたものを窓口で払わなくても限度額までを払って、超えた分については直接保険者のほうから医療機関のほうへ払っていただけるというね、そういうシステムの中では、それを認定証と呼んだかな、と思うんですけども。そういうことすらもお年寄りってなかなかわからへん。でまた、その認定証のとり方も国保でやったらどうなんか、後期高齢やったらどうなんかとか、そんなことって、私らでもなかなかわかりにくいようなところもあります。ですから、本当にこれに関係につきましては、常に新たに毎年、毎年新たに75歳になられるんですから、なられる方がよくわかるように、そしてまたそういう方たちが手続きをしなければ返ってこないというお金があるのならば、その手続きというのがわかるように、きちっとしていってあげてほしいなっていうふうに思っておりますので、今後また鋭意ご努力をいただくことをお願いをしときたいというふうに思います。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって、平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

14時45分まで休憩いたします。

(午後 2時25分 休憩)

(午後 2時45分 再開)

○嶋田委員長 再開いたします。

それでは、都市建設部・上下水道部所管に係る予算審査に入ります。

まず初めに、第2款総務費について説明を求めます。 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは第2款総務費のうち、都市建設部が所管いたします予算につきまして説明をさせていただきます。

失礼いたしまして、座って説明をさせていただきます。まず、予算書の46ページをお開きいただきたいと思います。第1項総務管理費、第8目交通安全対策費であります。本年度は605万1,000円を計上いたしております。予算の財源内訳は、その他で1万2,000円、一般財源で603万9,000円となっております。本年度におきましても、交通事故から尊い人命を守るため、西和警察署をはじめ、奈良県交通安全協会

西和支部斑鳩町分会、並びに斑鳩町交通安全母の会などの各関係機関が連携し、街頭指導や啓発活動を実施するとともに、幼児から高齢者を対象とした交通安全教室の開催などを通じまして、交通事故の抑制に努めてまいります。

また、カーブミラーやガードレールなどの新設や維持補修及び各種標識など、交通安全施設の整備を実施することによりまして、道路を利用されるすべての人が安全・安心に通行できる交通環境の整備に努めてまいります。

恐れ入りますが、前後いたしますが、43ページをお開きいただきたいと思います。

第6目企画費のうち、友好都市交流の推進で、友好都市であります長野県飯島町、大阪府太子町、兵庫県太子町で開催される各イベントの物産販売及び観光交流としての参加、また平成24年2月に交流都市提携を行う予定となっております神奈川県小田原市で開催されます小田原北條五代祭りにあわせて観光展を開催する予算といたしまして、44ページの第9節旅費のうち9万2,000円、11節需用費のうち29万円、45ページになりますけれども、第14節使用料及び賃借料のうち24万円の合計62万2,000円を計上いたしております。

以上で第2款総務費のうち、都市建設部が所管いたします予算の説明でございます。

何とぞよろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって第2款総務費についての審査を終わります。

次に、第5款農林水産業費について説明を求めます。 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第5款農林水産業費から説明をさせていただきます。

座って説明をさせていただきたいと思います。まず、予算書の86ページから91ページでございます。恐れ入りますが、先に13ページをご覧いただきたいと思います。

農林水産業費全体では、本年度予算額は1億320万2,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして839万9,000円、7.5%の減となっております。それでは、申し訳ございません、予算書の86ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第1項農業費、第1目農業委員会費についてであります。本年度は952万2,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして187万4,000円、24.5%の増となっております。予算の財源の内訳といたしましては、県支出金297万円、一般財源で655万2,000円となっております。主に、農業委員会の事務的経費で

あります。農業委員会では、農地法に基づく農地転用や権利移動等の審議をはじめ、重点課題であります遊休農地対策として利用集積事業の推進や集落営農組織の設立促進に向けた取り組み等について、調査研究をされているところであります。また、斑鳩町の農業の担い手となります認定農業者や集落営農組織等との懇談会や各種の研修活動を通じて、斑鳩町の農業施設の中心的な推進役として努力いただいているところであります。

また、本年度は新たに13節委託料で189万円を計上しております。これは、一昨年の農地法改正に伴いまして、農地台帳システムの管理項目が増えたことにより、国の農地制度実施円滑化事業補助金、100%補助でございますけれども、これを利用し、現在運用しているシステムのバージョンアップを行うというものであります。

続きまして87ページであります。第2目農業総務費についてです。本年度は2,951万8,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして402万円、12.0%の減となっております。財源の内訳は、県支出金47万6,000円、その他で12万2,000円、一般財源で2,892万円となっております。農林関係の事務事業にかかわる職員4人に係る人件費が主なものとなっております。

次に、第3目農業振興費についてであります。本年度は306万8,000円、前年度と比較いたしまして20万円、6.1%の減となっております。予算の財源の内訳は、すべて一般財源となっております。農業振興費においては各種の農業関係団体への補助金が主なものとなっております。農業・商工・観光関係者との交流の場として多くの参加をいただいております産業フェスティバルの開催につきましては、企画運営されている産業フェスティバル実行委員会に対し、運営経費を助成してまいります。

続きまして88ページで、第4目土地改良事業費についてであります。本年度は5,302万8,000円で、前年度と比較いたしまして695万3,000円、11.6%の減となっております。財源の内訳といたしましては、地方債で2,340万円、その他で1,347万8,000円、一般財源で1,615万円となっております。農業生産、農村環境の改善を図る上で必要な農道等の整備を行うものでありまして、町単独の農道整備事業5件を予算計上をしております。さらに、町単独の圃場事業といたしまして、農業用水の効率的な利用を行うため、水路の整備、改修など、6地区からの整備要望を積極的に受け入れ、補助を行いながら基盤整備に努めることとしております。

また、土地改良施設維持管理適正化事業の実施についてであります。この事業は数年に1度行う農業用施設の整備補修事業に対して、国・県の補助を受けて整備をするも

のであります。本年度は峨瀬井堰、三室井堰の整備補修に対して事業の加入を計画しており、加入事業費に対する拠出金を計上をいたしております。

続きまして、89ページでございます。第5目生産調整推進対策費についてであります。本年度は509万4,000円、前年度と比較いたしまして66万6,000円、15.0%の増となっております。予算の財源の内訳は、県支出金で120万1,000円、その他で4万6,000円、一般財源で384万7,000円となっております。

食糧自給率の向上を図るとともに農業と地域を再生させ、将来に向けて明るい展望を持てる環境をつくり上げることを目的に、戸別所得補償制度が昨年のモデル事業から、本年度は本格実施されます。昨年のモデル事業から内容も変更されておまして、事業への加入率も低いことから、本年度においても農家の皆様に対しまして、制度を理解していただき、加入率を上げるため、周知普及活動を実施してまいります。また、生産調整実施農家に対し、町単独の助成も引き続き行うものであります。

次に、第6目有害鳥獣駆除対策事業費についてであります。

本年度は40万1,000円、前年度と比較いたしまして10万1,000円、33.7%の増となっております。予算の財源内訳は、県支出金で10万円、一般財源で30万1,000円となっております。農作物への被害を防ぐため、有害鳥獣の駆除を引き続き、猟友会に委託する経費であります。また、昨年より、当町におきましてもイノシシによる農作物被害が出始めていることから、猟友会の罠によるイノシシの捕獲を行い、その費用について経費を計上しております。

続きまして、90ページであります。第7目地域農政推進対策事業費についてであります。本年度は45万6,000円、前年度と比較いたしまして1万6,000円、3.4%の減となっております。予算の財源内訳は県支出金で2,000円、一般財源で45万4,000円となっております。農業先進地事例について、各地元での農業の推進役がある農家組合長などに見識を高めていただくため、農協と共同で実施しております研修会の経費の負担金を計上しております。また、農業の担い手であります認定農業者の方を中心とした効率的・安定的な農業経営の確立が急務であり、育成に向けた支援に要する経費を計上いたしております。

次に、第8目遊休農地解消総合対策事業費についてであります。本年度は84万9,000円、前年度と比較いたしまして4,000円、0.5%の減となっております。予算の財源の内訳はすべて一般財源でございます。遊休農地の解消を目的として農業委

員会において遊休農地の実態調査を毎年実施しております。この遊休農地実態調査の結果をもとに、遊休農地の解消に向けた取り組みを実施するとともに、実証展示圃におけるソバ、菜の花、黒米栽培や農作物の栽培サポーター制度、オーナー制度の実施などに係る経費を計上しております。昨年度はこの取り組みから栽培した黒米を使って、農協女性部により黒米大福、黒米ぼたもちなどの商品開発が行われ、町内のイベントなどで販売され、好評をいただいております。今後もこうした農と商、そして観光とが一体となった取り組みを展開してまいりたいと考えております。

次に、第9目農地・水・環境保全向上対策活動支援事業費についてであります。本年度は72万9,000円、前年度と比較して6万円、7.6%の減となっております。財源内訳は県支出金で7万5,000円、一般財源で65万4,000円となっております。平成19年度から5カ年事業として2つの地区で実施されている事業であり、地域ぐるみで農地や農業用施設などを守る効果の高い共同活動と、環境保全に向けた営農活動に対して支援をする事業補助金を計上をしております。

続きまして91ページをご覧くださいと思います。第2項林業費、第1目林業振興費についてであります。本年度は10万6,000円、前年度と比較いたしまして9万6,000円、47.5%の減となっております。財源の内訳はすべて一般財源でございます。本年度は国の森林整備計画制度の抜本的な見直しや、それに伴う県の地域森林整備計画の変更により、市町村森林整備計画が一斉変更となり、これら変更に必要な経費を計上しております。

第2目里山林機能回復整備事業費についてであります。本年度は、43万1,000円、前年度と比較いたしまして30万9,000円、253.3%の増となっております。予算の財源内訳はすべて県支出金となっております。18年度から実施しております里山林の回復整備事業につきましては、引き続きボランティア組織や森林所有者の協力を得ながら、斑鳩町の荒廃しつつある里山景観や機能の回復を図るため、ボランティア団体への活動支援に要する経費を計上をしております。

以上が第5款農林水産業費についての説明でございます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

浦野委員。

○浦野委員 予算書の87ページの産業フェスティバルの件なんですけども、私これ、か

ねがね申しておったんですけど、今こうしたイベント型をプロジェクト型に変えていこうという各市町村の動きが見受けられます。当県、奈良県でも奈良市が市長もかわられて、いろんなイベントがこういった産業の発展につながるようなプロジェクト型にどんどん変えていくというような動きがある中、当町のフェスティバルを見てみますと、なかなか産業の発展にまで行き届いてないというような印象を受けてるんですけども。その点、改良いたしますか、農業をはじめ、各産業の発展につながるようなやり方っていうことはお考えじゃないんでしょうかね、ちょっとお聞きしときたいと思います。

○嶋田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 産業フェスティバルは農業・商業・観光関係者が一斉に集まって、一般住民との交流の場としてかなり古い年月できております。ちよくちよく見られるプロジェクト型という形に変えていけばということですねんけど、今現在、前回の産業フェスティバルにおきましてもアンケート調査をとっております。今度、実行委員会でその調査結果等を公表させていただきますねんけど、その中では、まだまだそういう模擬店、農産物販売とかそういう、それから品評会等を続けてくれというような要望がかなり続いているように思います。今後、農・林・商・工という連携のそれぞれの事業等は今後考えられると思いますねんけど、それに合わせてこの農業、産業フェスティバルもそれに合わせた形の何かを検討していくような形で実行委員会も検討するように持っていくようにしていきたいとは思っております。

○嶋田委員長 浦野委員。

○浦野委員 そばづくり、あるいはそばの手打ちの実験とかいろいろ新しい、目新しいことをされてるのも見受けられるんですけども、なかなかそれがまた産業と結びついてないと。そばづくりの面積がふえてるわけでもなく、乾めんも中宮寺門前そばという命名もされましたんですけども、なかなかそれが農業の方にとって収益源となっている現状でもありませんので。またいろいろと他町村のやり方も研究していただいて、何とか産業の発展に結びつくようなプロジェクト型に発展していただくように希望しておきます。結構です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。 木田委員。

○木田委員 農業に関することなんですねんけど、どこで言うたらいいんかちょっとわからんですけども、昨年からですか、農業所得補償制度ていうのがでてるといいますねけれども、これは今まで減反してはった部分に対しての何か補償やったと思いますね

んけども、斑鳩町で昨年その所得補償制度を受けられた戸数とですね、その面積とか、その金額ってどのぐらいになるのかなということをおね。一応は、ことし初めごろやったと思うんけども、何か政府は減反廃止とかいうて、大きくマスコミに報じられておりますのでね、そんなんもまたこうして将来的に関係してくるのか、今はまだそういう状況ではないと思いますねんけど、これは将来的にそういうなんも影響してくるのではないのかなと思うので、昨年のそういう所得補償制度を受けられたその戸数というんですか、それと面積とそれと総額っていうんですか、その3点を教えていただきたいと思っています。

○嶋田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 昨年、戸別所得補償制度のモデル事業が始まりました。23年度からは本格的に実施という形になります。それで、戸別所得補償制度を受けられる方の要件等がいろいろまだまだはっきりしない、難しい点がありますんで、斑鳩町の場合、転作の対象となる約600件ありますねんけど、戸別所得制度、それらの制度を受けられる方につきましては92件ですか、それに収まっております。水田面積にかかりましては、ちょっと今、データは最終的にまとまって返ってきてませんので、いえませんねんけど、約まだ10ヘクタールもないもんだと、ちょっと言うてますねんけど。ただし、転作等につきましては、転作の実施面積等は認められております。ただし、補助金等はおらないという状況ですなんけど、これは国が生産販売農家を重点置いてますんで、生産、野菜等を生産されても販売されてなかったら、そういう補助金、実績上見ないという状況になっておりますので、ちょっと低い状況になってる状況です。

○木田委員 金額はわからへんですか。

○嶋田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 戸別所得補償制度に対する金額、斑鳩町の場合はちょっと面積等、全部報告したところで、今現在、各個人に配分の手続をされております。追ってちょっと国の方から総金額が出ると思いますねんけど、それを待つて確認できるという状況になってますので、今のところは詳しい情報は出ていません。

○嶋田委員長 ほかにございせんか。 小林委員。

○小林委員 予算書の91ページの里山林機能回復整備事業についてですけれども、この事業が始まった当初は、いろいろな電話が役場のほうにいったと思うんですけれども、今、現時点で、最近どのような内容の電話が来てるのかちょっとお伺いしたいと思いま

す。

○嶋田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 当初、この里山林整備事業といいますのは、里山林を昔の形に、光の入る、それぞれの植生を起こすためにそういう整備をするという目的で、間伐等を行いました。そのときに、常緑の木、何本かあって、その大きい木を何本か切ったために、そのハイカーたちですか、ハイカーの皆さんが、ちょっとそこまで切ってええんかというような苦情等がありました。その辺に関しましては、ボランティア団体でしとる方とかに手伝ってもらって、順次説明をさせてもらいましたが、ちょっとなかなかそういう理解が得られなかった点もありますんで、今現在は下草刈り、道路等に出てる木の整備、それから通路の水の管理等でやっています。大きな間伐等はやっておらない状況です。ねんけど、その後、そういう苦情等は一切今のとこないという状況になっています。

○嶋田委員長 小林委員。

○小林委員 最近ですね、えらい好評の声を多数お聞きしますんで、平成19年に担当の委員会のほうでもえらい、激論をされてはりましたけれども、やっぱり苦情の電話は多くても感謝の電話は少ないのかなというふうに思います。この金額も、来年度すごくふえておりますけれども、この事業、また来年度、具体的に何をされるためにこれほど金額がふえたのか、教えていただきたいと思います。

○嶋田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 これにつきましては18年から5年間、一応線的な整備ということでハイキング道路沿いの整備をさせてもらいました。それで、当初、設備投資、ボランティア等の使われる道具等の費用を見ております。今回はまた新たに5年間という形になります。新たなボランティア団体を募集しておりますんで、それに対しての経費、道具類の経費を県からそういうみられますんで、それを計上しております。今回は、今は線的整備を面的整備にできるような形で、今、所有者等と当たってる状況です。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。 里川委員。

○里川委員 先ほど出てきました農業者戸別所得補償制度なんですけれども、22年度はモデル事業として実施されて、23年度から本格実施。今、聞いていたら金額とかもまだきちっとした最終結果が出てないということだったんですけれどもね。これ、本格実施するとき、恒久的な制度として立法措置をするべきであるというふうな考え方で、政府のほうも戸別補償制度については立法措置をとるというふうに言われてたと思うん

ですけれども、法的整備は、これ本格実施と言いながら、法的整備はなされていないので、確認をさせてください。

○嶋田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 まだ法的整備というのまではいっておりません。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 そうやって、次々ところどころ言うてたことがなかなかやれないまま中途半端に戸別補償制度も行われるんだなというふうにちょっと心配をしているところなんですけれども。それと今まであった、自民党農政のときにあった、9品目横断経営安定対策っていうのがあるんですけれどもね、それは廃止するっていう、廃止してこっちの戸別補償制度にするっていうたけども、逆にその制度も存続させて、政省令でこれを実施していくと。だから、ごちゃごちゃになってるところでは、町の担当課としても非常にやりにくいんじゃないかなと。ほんで、農家さんもわかりにくいんじゃないかなということもありますのでね、県のほうへきちっと言っていただいて、やはり農業者の皆さん方にきちっとした説明をやして、戸別補償制度の問題点を把握しながら、今後ちょっとやっていっていただきたいなというふうに思っています。ですから、そういうちょっとごちゃごちゃしたところあるっていう認識、私持ってるんですけどね。

それと、もうひとつがね、お尋ねしたいのは、この間、問題になってきましたTPPの問題なんですけれども、これは参加した場合の影響額というのがね、農業とかいろいろやってはる中で、各都道府県の中では、その都道府県での影響がどれぐらいあるかという試算みたいなものを出してはるところは結構あるんですけれども、どうも聞くところによると、奈良県はそういう試算をするべきやと言うてんのに、県はしてないというふうに聞いてるんですけれども、それにつきまして、本当に県は試算をしてないのか。担当のほうとしてはその影響額、県の影響額っていうのがやっぱり市町村にもどう影響するのかというような、やっぱり今後の動向いうのをやっぱりきちっと把握しといてもらわんとあかんかなと思うんですけど、その辺についてはどうでしょうか。

○嶋田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 TPPの関係の県の影響額というのは詳しく出ていないというのは、こちらのほうも把握はできてませんねんけど、県の影響は斑鳩町はどういう影響があるかということですねんけど、まだその市町村の農業の実態によって変わると思います。斑鳩町のような専業農家が数件しかないこと、大きい専業農家が多くあることでは

もうかなり違うとは思いますが、そういう状況を考えても、影響はあるものとは思いますが、まだ具体的にどういう影響があるかというのは、なかなか試算というのは町では難しいというふうに思っています。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 農業だけの問題ではないというふうに申し上げておきたいと思います。TPPの関係につきましては、参加をすれば農業以外の分野でもいろいろな影響があるというご認識を持っていただきまして、各関係者の皆様方には十分なそれなりの危機感を持っていただいね、やっていっていただきたいなというふうにお願ひだけしておきます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって第5款農林水産業費についての審査を終わります。

次に、第6款商工費について説明を求めます。 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第6款商工費につきまして説明をさせていただきます。

座らせていただいて、説明をさせていただきます。予算書の91ページから93ページであります。恐れ入りますが、先に13ページをごらんいただきたいと思ひます。

13ページでございますように、商工費全体では本年度予算額は9,049万3,000円で、前年度と比較いたしまして163万1,000円、1.8%の増となっております。それでは91ページに戻っていただきたいと思ひます。

まず、第1項商工費、第1目商工総務費についてであります。本年度は2,535万7,000円で、前年度と比較いたしまして123万5,000円、5.1%の増となっております。予算の財源の内訳はすべて一般財源であります。そのうち都市建設部所管の主なものといたしましては、商工関係の事務事業に関わる職員に係る人件費でございます。

続きまして、92ページの第2目商工振興費についてであります。本年度は1,512万6,000円で、前年度と比較いたしまして49万9,000円、3.4%の増となっております。予算の財源の内訳はすべて一般財源であります。主に商工会への補助金等でございます。景気の低迷が続く中、斑鳩町の商工業者に経営支援サービスの提供活動をしている商工会に対して引き続き財政支援を行うとともに、商工会による奈良観光ビジネスカレッジ斑鳩の開催など、人材育成に取り組み、商工業の振興に努めてまいります。また、景気の低迷により、資金繰りに困難をきたしておられます中小企業者の活

性化を図るため、国・県では制度融資の拡充を図り、保証制度の拡充をされているところをごさいます、町といたしましても制度融資を受ける努力を続けておられる町内商工業者の一助となるべく、債務保証料の補給を行うことによる支援を引き続き行ってまいります。

次に、第3目観光費についてであります。本年度は1,604万6,000円で前年度と比較いたしまして28万円、1.7%の減となっております。予算の財源の内訳はその他で4万8,000円、一般財源で1,599万8,000円となっております。主なものといたしましては、観光協会への補助金であります。観光案内業務で好評をいただいております法隆寺iセンター及び法隆寺駅観光案内所の運営とともに、「桜祭能」や「もみじ祭り」などの各種イベントの開催や、歴史ウォークの開催など、斑鳩の歴史や文化を観光資源として誘致活動を行っています観光協会に対して支援をしてまいります。また、観光客の確保や滞在型観光への移行を促進するため、観光協会と連携を図りながら、観光及び地域情報を積極的に発信してまいります。

次に、第4目観光会館費についてであります。本年度は54万円で前年度と比較いたしまして1万7,000円、3.3%の増となっております。予算の財源の内訳はその他で3万7,000円、一般財源で50万3,000円となっております。観光会館の維持管理に要する経費でございます。

続きまして、93ページをごらんいただきたいと思います。第5目歴史街道ネットワーク事業費についてであります。本年度は306万9,000円で、前年度と比較いたしまして1万2,000円、0.4%の増となっております。予算の財源の内訳は、その他で76万円、一般財源で230万9,000円となっております。主に恒例となっております太子ロマン斑鳩の里・観月祭の開催に要する経費であります。

次に、第6目法隆寺iセンター管理費についてであります。本年度は2,122万2,000円で、前年度と比較いたしまして10万円、0.5%の増となっております。予算の財源の内訳はその他で60万円、一般財源で2,062万2,000円となっております。斑鳩町における観光情報発信の拠点施設といたしまして、また住民相互の交流の場として活用いただいております法隆寺iセンターの管理費でございます。引き続き、一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として管理運営を行うものであります。

法隆寺iセンターは、歴史街道構想の拠点施設としての機能を持つ施設でもあり、昨年オープンした斑鳩文化財センターとも連携を図りながら、観光協会による効果的で質

の高い管理運営を目指すものでありまして、これに係る委託料が主なものでございます。

最後に、第7目観光自動車駐車場運営費についてであります。本年度は913万3,000円で前年度と比較いたしまして4万8,000円、0.5%の増であります。予算の財源の内訳は、すべてその他の指定財源でございます。引き続き、法隆寺iセンターと同じく、一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として管理運営を行うものであります。来場される観光客に対してのサービスの向上、シーズンオフでの利活用に努めてまいります。

以上で第6款商工費についての説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 私はちょっとこの監査委員さんが、財政援助団体の監査結果報告出しておられまして、これを読ませていただく中で、観光協会につきましてね、ちょっと町の考え方をお聞きしたいなというふうに思っております。ひとつは、私たちは慎重に考えるべきだとしてましたが、導入をされました、今、部長の説明にもありました指定管理者制度への移行なんです、指定管理者として23年度も委託をしていくんだということで、契約をしていくんだということをおっしゃっていましたが、私から見ると、指定管理者制度へ移行したメリットっていうのはね、ほとんど全く見えないんですね。見えないどころか、逆に代表監査委員さんの初日に説明があったように、無理に法人税を払わないかんようになったとか、それから事務局長の問題でも、以前から議会のほうでもいろいろご意見があって、ご意見がある中で新しい風を吹き込む意味で、事務局長も据えられた。据えられたんはよかった、そやけれども、ここにもあるように、常勤の役員っていうのは以前は1名だったものが、常勤の役員が2名となっているということなんです。それで、結局、指定管理者制度を導入した目的とか意義とか、町にとってのメリットとかいうものはね、私自身は何も見えてこないんですけども、まさしくこの監査結果にあるような心配を、監査委員さんもされているような状況っていうのは私も同じように思っているところなんですけれども、この監査結果を受けられて、町としてはこの23年度ですね、こういった組織の更正であったりとか、それから指定管理者制度のまず第一の目的は何なのかというところに照らした場合に、どういうふうにこの観光協会、ご指導されていくのか、その辺についてお尋ねをしておきたいなというふうに思

います。

○嶋田委員長 小城市長。

○小城市長 この観光協会は、今、一般社団法人ということで、この社団法人というのは、今2つの関係がございまして、今社団法人としての観光協会はその道を歩むということで今現在手続を追っておるわけでございます。特に、その観光協会の理事の関係等について、この23年3月をもって任期満了なものですから、23年4月からは新しい理事を選任していただいたということで、監査委員さんもお指摘されてるように、平成23年度からはその方はやめていただくということで、今現在整理をいたしております。

私は今、これ観光協会そのものについては、非常にやっぱりよくやっていると自負をいたしております。あれだけの観光駐車場なんかでも人件費から考えますと、非常に安価な値段でですね、あるいはまたその収益としては2,000何万というお金が一般会計に入ってくるということを考えますと、非常によくやっていると。特にまた、JR法隆寺駅の観光案内等については、非常にスピーディで、うまく対応しながらですね、やっていただいているということで、私はこの観光協会等については、里川委員がお指摘のように、この理事の問題等については新しく任期満了とともに新しくしていきたいという気持ちでございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 そしてまた、この監査報告書の中にあります企業・団体を問わず、役員定年の内規が置かれていることが多いと。しかし、当協会もそういった形にするべきではないかというようなことが書かれてるわけなんですね。当然、発想の転換、マンネリ回避、人心の刷新による活性化、こういったものを代表監査委員さんも上げられてるんですけども、それにつきましては何らかの形で、23年度以降ですね、そういう考え方というのは一定お持ちになるのかどうか。この際ですので、斑鳩町の審議会等の各種委員会でもそうでした。年齢的なものも私もこれまで申し上げてきた経過もございましてけれども、あわせてこの際ですのでね、観光協会についてはこういうご意見いただいておりますので、その年齢的なものというものについても何かアクションを起こそうとされてるのかどうか、いやもうそのままなのか、ちょっとお尋ねしときたいと思います。

○嶋田委員長 小城市長。

○小城市長 当然のこととございまして、おおむねこういう関係等については、23年度からはおおむね70歳前後までということで、70ぐらいの枠を設定していきたいとい

うことで取り組んでいきたいと思えます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 観光ボランティアとかね、そういう方はボランティアでやっていただくのに、お元気であれば、いくつでもやっていただいたらいいというふうに思っておりますけれども、やはり協会を動かす重要な事務を担う人材ってということになりましたら、やっぱり一定の年齢までの方のほうが私もいいのではないかというふうに思っておりますので。また、指定管理者として続けてやっていっていただくということであれば、今後も町の指導力そしてまた方針なんかをきちっと指定管理者のほうへも伝えていただきましてね、担っていただけたらというふうに思っておりますけれども。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

○伴委員 93ページが一番下の観光駐車場の件なんですけど、ちょっと観光ボランティアの方が行かれたときに100円を徴収されると。やっぱり、何でやっぱりこれ100円とられるんやというような声も耳にいたします。ちょっとその辺で、町の見解、また指定管理者への指導、ちょっとそのあたりちょっとお聞きしたいんですが。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 これはもう以前からやっぱり100円を徴収するという中でいろいろと議論はありましたけれども、やっぱりiセンターをご利用いただくについてもやっぱり100円はいただきますし、そういう点については観光ボランティアだからというひとつのことをです、無料にすると。ただ、やっぱり一番問題はあの場所を確保するということができませんし、今度、オープンカフェというか、カフェテラスができてまいりますし、よく考えていかなかったら、そういう点については私はできれば以前も、宮崎議員がおっしゃったように、役場の横にも駐車場がございますから、ある程度やっぱりそういう点もご利用いただいて、そういう点をしていただいたほうが私はいいいんじゃないかと。できるだけ車というのは、特に皆がおっしゃるのは、あこへ来られたら、前からバスへ乗って奈良へ行かれる人もあるんじゃないかと。そういうことはどうするんですかということもご指摘をされてるわけです。そこらのことも十分考える中で、町としてもひとつ皆さん方に協力いただいて、できれば自転車で来ていただくとか、あるいはそういう点をご利用いただいて、できればその町営駐車場でなく、この前の駐車場でも十分ご利用いただいて、文化財センターを歩いて、斑鳩町も、やっぱりそういうことも文化財センターも観光ボランティアの方々も登録いただいて一生懸命やっていただいて、非常

に評価されておりますので、私はありがたいと思っております。そういう点では、100円を徴収をさせていただくということでございます。

○嶋田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 そしたら、ただいまの質問に関連しますが、私の方から1、2点質問させていただきます。駐車場料金ですね、これは条例で定められておるんですか。議会の議決を経ているのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○嶋田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 駐車場の駐車料金につきましては、今回7月から500円に値下げするというにも議会の承認、条例改正をしております。ただし、この今回のボランティアの方の100円、それからiセンターに100円に関しましては、それらのうちの減免措置、町長が定める減免措置で対応しているということになりますので、委員会に報告等はしていますが、議決等は要しておりません。

○嶋田委員長 わかりました。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって第6款商工費についての審査を終わります。

次に、第7款 土木費について説明を求めます。 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第7款土木費につきまして説明を申し上げます。

座って説明をさせていただきます。予算書の94ページから103ページであります。

恐れ入りますけれども、先に13ページをごらんいただきたいと思います。土木費全体の本年度の予算額は8億1,209万5,000円で、前年度と比較いたしまして3,422万6,000円、4.4%の増となっております。

それでは94ページをお開きいただきたいと思います。まず、第1項土木管理費、第1目土木総務費についてであります。本年度は6,817万2,000円で、前年度と比較いたしまして104万4,000円、1.6%の増となっております。予算の財源内訳はその他で3,000円、一般財源で6,816万9,000円となっております。主に都市建設部長及び建設課の職員9名に係る人件費でございます。

次に、96ページをごらんいただきたいと思います。第2項道路橋りょう費、第1目道路維持費についてであります。本年度は3,665万9,000円で、前年度と比較いたしまして1,023万9,000円、21.8%の減となっております。減額となりま

す主な要因といたしましては、道路維持、舗装補修工事の実施箇所の減少によるものでありまして、第15節工事請負費で、前年度より760万円の減額となっております。財源の内訳はすべて一般財源でございます。安全で快適に道路を利用していただけるよう、緊急性や道路の損傷状況を見る中で実施する道路補修に要する経費、及び路肩の草刈りや町道の底地整理、あるいは道路情報を電算で管理するシステムの更新など、道路を適正に維持管理するための経費が主なものであります。

次に、第2目道路新設改良費についてであります。本年度予算額は8,193万円で、前年度と比較いたしまして4,905万円、149.2%の増額となっております。予算の財源の内訳はすべて一般財源でございます。前年度と比較して大きく増額しております主な要因といたしましては、道路整備5カ年継続事業であります町道427号線、岡本循環道路のほか、新規といたしまして補償関係で3路線の整備を行うものであります。本年度におきましても継続路線を主に、幹線道路等のネットワーク化、防災機能向上など、地域に密着した生活道路の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に97ページをごらんください。第3目橋りょう維持費についてであります。本年度予算額は165万円で、前年度と比較いたしまして55万円、25%の減額となっております。予算の財源の内訳は、国・県の支出金で55万円、一般財源で110万円でございます。前年度では橋りょう長寿命化修繕計画策定に向けての橋りょうの点検を実施しており、本年度におきましては、これらの結果をもとに、橋りょう長寿命化修繕計画の策定のための委託料を計上をしております。また、橋りょうの補修といたしまして、塗装の塗り替え工事のための工事請負費を計上いたしております。

次に、第3項河川費、第1目河川総務費についてであります。本年度の予算額は456万4,000円で、前年度と比較いたしまして287万9,000円、38.7%の減となっております。予算の財源の内訳はすべて一般財源でございます。これは主に自治会など地域で実施していただきました水路清掃による土砂等を適切に処理するための経費、及び地元施工に係る水路改修、浚渫事業に対する補助金でございます。

次に、第2目河川改良費についてであります。本年度予算額は1,520万円で、前年度と比較いたしまして1,320万円、660%の増となっております。予算の財源の内訳はすべて一般財源でございます。前年度と比較して大きく増額しておりますのは、主なものといたしまして、近年の集中豪雨に伴う浸水対策として実施しております基本計画の策定、それから頻繁に浸水被害が発生する地域の現況調査、部分的な水路改修に

伴う経費でございます。これにつきましては、昨年9月に浸水対策検討会議を発足し、浸水対策について検討を進めてきており、本年度は浸水対策基本計画を策定いたしまして、浸水被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

続きまして98ページから99ページの第4項都市計画費、第1目都市計画総務費であります。本年度は7,386万3,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして849万5,000円、10.3%の減となっております。予算の財源の内訳は国庫支出金で112万5,000円、県支出金で141万4,000円、その他で62万3,000円、一般財源で7,070万1,000円となっております。予算の主なものといたしましては、都市整備課職員9人の人件費のほか、いかるがパークウェイ事業の整備促進に係る経費といたしまして、いかるがパークウェイ推進協議会に対する補助金18万円、JR法隆寺駅南北自由通路の維持管理費経費で、委託料633万8,000円。既存木造住宅耐震診断支援事業としまして、補助金90万円。それから既存木造住宅耐震改修支援事業補助金といたしまして、150万円。新規事業として、線引きや用途地域の見直しに伴う都市計画図の修正の費用といたしまして、委託料170万円を計上をいたしているところであります。

続きまして99ページから100ページであります。第2目公共下水道費につきましては、斑鳩町公共下水道事業特別会計への繰出といたしまして4億413万7,000円、前年度と比較いたしまして1,316万5,000円、3.5%の増となっております。詳細につきましては、斑鳩町公共下水道事業特別会計にてご説明を申し上げます。

次に、100ページの第3目都市下水路費につきましては、都市下水路の浚渫などの維持管理として前年と同額の200万円を計上しております。予算の財源はすべて一般財源であります。

続きまして、第4目公園費であります。本年度は938万3,000円で前年度と比較いたしまして820万5,000円、46.7%の減であります。予算の財源の内訳はその他で3万3,000円、一般財源で935万円となっております。前年度と比較して減額しております主な理由といたしましては、前年においては公園整備に係る工事請負費及び町内全体の公園遊具の取り替えなどの修繕料を予算計上をしておりましたが、昨年度で終了したことによるものであります。また予算の主なものといたしましては、公園施設の維持管理委託料、草刈り業務と清掃業務、遊具の点検などに係る委託料821万円であります。快適で安心して公園をご利用いただけるよう、適切な維持管理に努

めてまいります。

次に、第5目都市計画審議会費でございます。本年度は、都市計画審議会の委員報酬といたしまして18万円を計上しております。前年度と比較いたしまして、6万円、25%の減であります。予算の財源はすべて一般財源であります。

次に、第6目開発指導調整費でございます。本年度は31万8,000円で、前年度と比較いたしまして1万円、3%の減となっております。予算の財源内訳は、県支出金9,000円、一般財源で30万9,000円となっております。予算の主なものに対しましては、関係諸法令等に基づく開発指導調整事務及び奈良県屋外広告物条例による屋外広告物掲出の許可事務や違反広告物簡易除去などに要する経費でございます。

次に、101ページの第7目景観保全対策事業費でございます。本年度は340万6,000円で、前年度と比較いたしまして267万1,000円、44%の減となっておりますが、これは前年度、斑鳩町景観計画の策定が完了したことによるものであります。

予算の財源の内訳はその他で5万円、一般財源で335万6,000円となっております。予算の主なものといましては、新年度から景観計画を運用することに伴う景観審議会委員の報酬と、従来から取り組んでおります三塔周辺でのコスモス栽培に係る景観形成作物栽培の推進に係る経費や、緑化の推進として小学校への入学記念樹など入学記念などにおける苗木の配布に係る経費でございます。

続きまして、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業についてであります。本年度は1億219万3,000円で、前年と比較いたしまして1,116万4,000円、9.8%の減となっております。予算の財源の内訳は国庫支出金で5,225万円、地方債で4,270万円、一般財源で724万3,000円となっております。新年度の事業内容といましては、駅北口5号線では、路線の西側の事業用地の買収及び建物移転等の補償、移転完了部分の仮舗装工事などに必要となる経費を計上しております。なお、計画中のほかの路線につきましても、地元関係地権者などに対しまして、事業へのご理解とご協力いただけるよう努めてまいります。

次に、102ページの第9目法隆寺線整備事業費についてであります。本年度は、新設科目として162万5,000円を計上しております。予算の財源の内訳はすべて一般財源となっております。都市計画道路法隆寺線の整備事業についてであります。整備予定区間において残っております事業用地の1件につきまして、地権者に引き続き、ご理解いただけるよう努めてまいります。以上が都市計画費でございます。

次に、102ページから103ページ、第5項住宅費、第1目住宅管理費であります。本年度は681万5,000円で、前年度と比較いたしまして3万5,000円、0.5%の減となっております。予算の財源の内訳は一般財源で230万1,000円、その他で451万4,000円でございます。主なものといたしましては、各町営住宅の適切な維持管理を行うため、第11節事業費で修繕料280万円を計上しております。また、追手団地の駐車場整備に係る経費として第15節工事費で216万円を計上しております。

以上で第7款土木費についての説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 嶋田委員長 説明が終わりましたので、第7款 土木費について質疑をお受けいたします。 浦野委員。
- 浦野委員 96ページで説明を受けました町道の底地整理ですけども、今、現在、当町でまだ未整理の箇所は何カ所ぐらいあるのでしょうか。
- 嶋田委員長 今西建設課長。
- 今西建設課長 町内の未登記道路の関係でございますけども、この平成6年に、まず底地の整理を必要とするものを作成いたしておりまして、このときは961筆ございました。その後、現在まで308筆の整理を行ったわけで、それ以外に、現在まで道路新設改良工事あるいは道路の境界明示に伴いまして新たに確認されているものがございます。新たに確認されておりますのが341筆ございます。その中で、206筆が整理を終わっております。したがって、合計といたしましての数字は1,302筆で処理済みが574筆となっております。したがって、残りの実数といたしましては788筆が現在確認されておる分でございます。
- 嶋田委員長 浦野委員。
- 浦野委員 今、1筆ごとにどれだけの整理をしているということでお聞かせ願いましたけども、これ大体何年度ぐらいまでに全部整理しようとかいう計画はあるのでしょうか。
- 嶋田委員長 今西建設課長。
- 今西建設課長 ただいま現在2路線行っているわけでございますけども、現場の状況によりましては地図訂正なり相続なり、かなり日数が要する、あるいはコスト的にはかなり上がっている分がございます。これ引き継ぎつつ、境界明示が確認している分については、できるだけその段階で対応することとなっておりますけども、実際路線別に考えて

いきましたら、相当な時間と労力、予算的にも必要という形に思っておりますので、とりあえず、今2路線をまず整理していこうという形で今のところ考えています。

○嶋田委員長 浦野委員。

○浦野委員 未整理の地区、例えば自宅を建て替える、再建築するとかになりました場合に、いろいろと地主にとったら不都合がありましてですね、町道で完全になってないために、地権者の、例えば、掘削する場合、印鑑をとってこいとかいろいろなことがありますので、できるだけ早く整理をしていただきますよう、この際お願いしておきたいと思っております。

続けて、すいません。次のページの97ページ、三室井堰、峨瀬井堰の補助金として15万円上げられておるわけなんですけれども、これ、歴史を紐解きますと、平成元年ぐらいに竜田河川の川底が4m下げられたために、これは水害防止ということで下げられたために、農家の方が農地に自然流下ができなくなるということに、いろいろと反対運動も起こりまして、しかし、治水してます国なり県なり、強引にといいますか、そういった農業の方にいろいろと説明されて、この事業がされ、またダムが建設されたという経緯がありますけれども。そのときに、もちろん設備、ダム工事あるいはパイプライン工事等は国なり県で全額負担でしていただいたわけなんですけど。ここへ来まして、いろいろとポンプの修理とか、またダムの補修とか、また電気でポンプを上げます電気代のランニングコストとか、数々の負担がですね、各地元の水利組合に負担がかかっておるわけなんです。その当時、補助金という形で、いくらかのお金もストックはあったわけなんですけども、例えば峨瀬井堰でいいますと、電気代が年間、私も水利組合長しておったときには、40万近い金額が年間かかっておりました。これ15万円、年間いただくわけなんですけども、なかなか15万円では電気代も負担できないと。また、地元から拠出しないとやっていけないという状況がありましてですね、これ15万円、以前は12万円やったと思うんですけど、3万円ほど増額して補助金をいただいているわけなんですけども。地元ではじり貧でどんどんまた補修費がかさんでくるという事態が起こっております。これはもう小城町長もこういった井堰管理組合の総会にも出席していただいて、重々把握していただいているとは思いますが。農業者にとりまして、そういった負担が重くのしかかってきているのが事実でありまして、この点ですね、県なり、国なりに、やはりそういったダムを持ってる町としまして、いろいろと物を申しただいて、いろんな補助金が、いわゆる何かを修理するときの補助金とか、またランニン

グコストを出すための補助金とか、また今後、政権の移行でどうなっていくかわかりませんが、引き続きですね、町長のほうから国なり県なりに物を申しただきたいなということをお願いしておきたいと思います。もし、町長のほうからコメントがあれば、お願いしたいと思います。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 これ、峨瀬井堰、三室井堰も一緒なんですけども、結局、その当時は、かなりの補償がございましてですね、その果実ですずっと運営して、大体、果実も7%、8%ぐらいがずっといかれて、景気変動があってゼロ金利になってから、もうほとんど果実が入ってこない。現状からいいますと、何でも一緒ですね。最初するときには、そういう気構えでやるんですけども、だんだんとこれが風船ダムが破れてくる、あるいは砂でやられる、そうしたこの修理代でもばかになりませんから。やっぱり今浦野議員がおっしゃるように、峨瀬井堰も三室井堰もですね、ただ三室井堰はまだお金は若干残ってるんです。ただし、峨瀬井堰はその当時、地権者の関係等によって按分をされてますから。今後はやっぱり県、国に対して、そういう点についてはできるだけそういう設置をしてほしい気持ちはございますけども、努力をしてまいりますけども、やっぱりそこらの関係で農家を守っていかうとすれば、皆さん方もやっぱり、応分の負担もかかってくるんじゃないかなと思ってますし、これからのやっぱり農業施策という中で、あれだけの河床を下げて、それだけの水を確保するとしたら、かなり難しい問題と、やっぱり最近の傾向はですね新しく住宅が建ってきますと、やはり臭いがするとか、いうたら、もう1週間ぐらいで放流してほしいとかいうご要望もございますからですね。その辺のことも十分考えながら、今後のやはり峨瀬井堰、三室井堰の大きな課題だろうと私は思ってますけども。今おっしゃっていただくように、できるだけ県に対してもご要望を申し上げて、できるだけそれがうまくいくような、皆さん方とともにできるような努力をしてみたいと考えてます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。 木田委員。

○木田委員 96ページの2番の道路新設改良費の中に入ってくると思いますねんけれども、私、委員会でも申し上げたように、桜池のこの側溝部分に蓋をしてくれとかいうようなことを申し上げたと思いますねんけれども。それをやっていただくことによって、道路としても広く使えるということで、今、西里地区で、前副町長の前のところ、あれ水路の中へ、何かビニール管入れてですね、それで道路拡幅工事しておられるという現場あ

りますねんけども。やっぱりできたら、そういうふうな方法でも、とにかく斑鳩町の道全体見ても、4 mぐらいやったら、その退避場所がなかったら、なかなかその縁いっぱいまでよけていただくというようなことはなかなかできないということですね。だから、そういう水路とかあったら、ある一部分でもそういうグレーチングかなんか蓋をして、車転落せえへんようにしてもらってですね、そして、対向できるような形に持ってってもらいたいなど。やっぱり桜池からずっと龍田のあの橋のどこまで出る道なんかにおいては、やはりその緑ヶ丘からですか、あこから入ってくる道なんかやったら、なかなか両方ともにその防護柵がないということですね、やっぱりこの縁へは寄りがないということで、なかなか女の人なんかは入ってきて動かんとじっとしてはる、そしたらこちらがやっぱり動かないかんということで、どうしてもやっぱり、そういう狭いていうんですか、そうしてまた、側溝自体も深い側溝やから、もしか落ちたら、やっぱりレッカー車とかも呼ばんなんような状況にある中でですよ、できたら、車1台はこう入れるようなそういう蓋っていうんですか、グレーチングでちょっと退避してもうて対向できるような場所をつくっていただいたら、斑鳩町の道路についてもかなりスムーズに行くのではないかなというふうに、私はそういうふうに思いますねんけど。今後は、道路も拡張できない以上は、そういう方法も考えていただきたいなと思いますねんけど、どうですかね、そういう考え方というのは。

○嶋田委員長 小城町長。

○小城町長 今、木田議員がおっしゃっていただくように、そういう可能なことがあれば、そういう努力をしていくことは事実だと思いますけれども。ただ難しいところは、今でも服部道とこ行きますと、必ずちょっと手前で待たらいいわけですがけれども、まっすぐ来られたら、もう恐らく関元さんのあのアパートの前があいてますから、駐車場ですから。あこで車を待機せんといかんというようなことがありますし、そういうことも踏まえてですね、あれも服部のところがその水路を蓋するということで、大分言うたですけども、なかなかいけないという現状もありますから、できる限りですね努力をしていきたいと思っております。

○嶋田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。 伴委員。

○伴委員 94ページの説明の下から5つ目の交通量調査業務委託料、この交通量調査というのは、これ今年度も同じような感じでやっていただいている、金額は同じような格好になっていますねんけど。これは毎年やってるのは、どの時期に、どういう箇所で行って

いただいているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○嶋田委員長 今西建設課長。

○今西建設課長 この交通量調査業務でございますけども、5年に1回、主要な箇所、19カ所におきまして実施しております。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。 里川委員。

○里川委員 すみません、いくつか教えていただきたいことがあります。予算書の97ページに橋りょう維持費で、長寿命化計画策定業務委託料100万円上がっております。昨年は、長寿命化点検で220万上がっておったと思うんですけどね。ところでなんですけれども、これを見たときに、じゃあ、この点検をしていただいた斑鳩町が持っている、斑鳩町がこの計画をせないかん橋の数っていうたら、どの程度あるんだろうかというのがまず1点、私、疑問に感じたところなんです。いくつかあるんですけど、そんなぎょうさんないんで、1個ずつ行きたいと思います。まず、教えてください。

○嶋田委員長 今西建設課長。

○今西建設課長 この橋りょうの長寿命化計画でございますけれども、昨年調査いたしておりますのは、橋長が15m以上の橋で、14橋を調査いたしております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 ということは、これ、長さだけで幅とかは関係ないですかね。斑鳩町、町全体にいくつある、橋みたいなちっちゃいのも含めたら、大変か、数は、難しいですかね。それやったら全体はいいですけど、この15m以上の橋14橋ということですけども、幅についてはとりたてて何mというようなことはないというふうに認識しておいてよろしいでしょうか。

○嶋田委員長 今西建設課長。

○今西建設課長 町内の橋の建設課で保管しております橋りょう台帳では68橋でございます。それと、幅員、橋の幅については特に採択基準はございません。それで、先ほど14橋と言いましたけども、14橋あるんですけども、パークウェイの関係で岩瀬橋がつけ替えされましたんで、その分を除外して13橋となっております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。幅が気になったのは、15m以上の橋であっても細い橋もあれば、車が割合通る橋もあったり、車があんまりほとんど通らない橋もあったりするのかなという、ちょっとそういう部分もあったので、改めて聞かせていただきました。そ

したら、この23年度における計画の策定というのは、13橋で進められるというふうに認識をしておきたいと思います。

それと、予算書の99ページにあります既存木造住宅の耐震診断と、それに伴う改修支援事業、これらは一応、こういう金額で予算化されております。この耐震化診断が事業化されましたときに、私は町に、これは申し込みの数が多くなれば補正を組んででもやるべきだと思うが、どうだろうかということで、そして県のほうへもご協議いただきまして、補正をやると、補正をしてでもやっていただくというような考え方がこの事業導入の時点では示されておりましたけれども、23年度については、この支援事業2つについては数が上回った場合、補正を組んででもできるというふうに考えていいのかどうか、これについて確認をさせていただきたいと思います。

○嶋田委員長 加藤都市整備課長。

○加藤都市整備課長 そういう予定でございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。そしたら、できるだけ啓発していただきまして、一般質問でも私も申し上げましたけれども、やっぱり町民の命、財産を守る、そしてまた激震に備えて後始末にも困るというようなこともございますので、こういうことから避難所の不十分さということも含めましてね、こういうことは積極的に手がけていっていただき、補正を組んででも申請に合わせて、町民の申請にこたえていってほしいというふうに思います。それと、101ページにございますJR法隆寺駅周辺整備事業費で上がっているところなのですが、13節の委託料で、(仮称)法隆寺駅前線計画修正業務委託料で150万円上がっております。この計画修正業務、その修正の内容につきまして、私のほうも余り十分認識しておりません。これについてお聞かせをしていただきたいと思います。

○嶋田委員長 井上都市整備課参事。

○井上都市整備課参事 この修正業務に関しましては、昨年11月に地元の説明会を開催いたしましたところ、説明会でもいろいろ議論がございまして、幅員の関係あるいはルートの関係等の意見等も出ておりましたけれども、そうしたところについて、特に幅員とか駅前広場の面積ですね、そういったものについて、この修正業務という形で検討をしているところございまして、それらに要するものとして計上させていただいているものでございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 これは、そうしたら幅員であったり、駅前広場の大きさであったりとかいうことで今おっしゃられましたけども、具体的には、当初18mというていましたけれども、現段階では修正をどの程度というふうに考えておられるのか、今ここで言えるのか、いやそれとも担当の常任委員会など、いろいろ地元と相談してからでないと言えないのか、どっちでも結構ですけれども。大体、地元説明会でのご希望やら、いろいろあった中では、どんな状況やったんかなっていうふうに思うんですけれども。

○嶋田委員長 井上都市整備課参事。

○井上都市整備課参事 これにつきましては、地元説明会におきましても、「12から18mの範囲で検討させていただいている」ということをお話をさせていただいております。また、都市計画審議会のほうにもそういった説明をさせていただいてるところでございますので、そういった中で今の現状を見る中で、その道路計画についてこういった形で幅員を決めていくかということについて検討をしてみたいというふうに考えております。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。せっかくいろいろな皆さんの声を聞いて、計画を修正しようというその姿勢についてはいいことだと思いますので、さらに各種、関わる審議会や地元はもちろんですけど、審議会や議会の担当常任委員会、十分にご相談いただきまして、進めていっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○嶋田委員長 よろしいですか。ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 これをもって第7款 土木費についての審査を終わります。

続きまして、議案第13号平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 それでは、平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第13号

平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について

標記の件について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは予算書の43ページをお願いいたします。まず朗読をさせていただきます。

平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算

平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億8,430万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は4億3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費は除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年2月25日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、予算に関する説明書によりご説明を進めさせていただきます。

申し訳ございません、座って説明の方を進めさせていただきます。

それでは、51ページをお願いいたします。歳入につきまして、第1款分担金及び負担金では、下水道費負担金として170件接続見込み1,700万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、50件、500万円の増となっておりますが、これは主に龍田西地区におきまして、集中浄化槽をご利用されておられます方々が公共下水道への切りかえを予定されていることによるものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料では、下水道使用料といたしまして、前年度と比較いたしまして1,515万円増の8,900万7,000円を計上をいたしております。第2項手数料では排水設備指定工事店の指定及び更新、排水設備工事責任技術者の登録手数料として13万円を計上をいたしております。

次に52ページでございます。第3款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金として前年度と比較いたしまして5,000万円増の3億5,000万円を計上をいたしております。第4款繰入金につきましては、前年度と比較いたしまして1,361万5,000円増の4億413万7,000円を計上をいたしております。

次に、53ページの第6款諸収入では、雑入として消費税還付金等で前年度と比較いたしまして1,445万円減の272万5,000円を計上をいたしております。

次に、第7款町債につきましては、前年度と比較いたしまして2,550万円増の4億2,130万円を計上をいたしております。

次に、54ページからの歳出につきましてご説明をさせていただきます。第1款公共下水道費、第1項下水道管理費、第1目下水道総務費につきましては、前年度と比較いたしまして394万9,000円増の3,717万7,000円を計上をいたしております。増額の主な理由といたしましては、人件費の影響によるものでございます。

次に、55ページ、第2目施設管理費では4,772万6,000円を計上をいたしております。前年度と比較いたしまして759万8,000円の増となりますが、これは公共下水道への接続件数がふえることによりまして、下水道へ流される汚水量もふえますことから、県へ支払います汚水処理費が増加することによるものでございます。

続きまして、第2項下水道新設改良費では、前年度と比較いたしまして8,943万7,000円増の7億7,600万円を計上をいたしております。増額の主な理由といたしましては、新たに主要な幹線管渠の整備に着手するとともに、整備区域の拡大により

事業費が増となったものでございます。新年度の整備につきましては、平成22年度より2カ年の継続事業として取り組んでおります稲葉汚水幹線工事に加え、法隆寺南2丁目から高安西1丁目までの岡本汚水幹線工事を、平成23年度から平成25年度までの3カ年の継続事業として取り組んでまいります。

また、面整備工事では神南3丁目地内、龍田2丁目、3丁目地内、興留4丁目地内、龍田西6丁目地内を引き続き整備するとともに、新たに稲葉車瀬1丁目、2丁目地内、服部1丁目地内、龍田北2丁目地内におきまして、約11ヘクタール、管渠延長といたしまして、約4,200メートルの整備を予定いたしております。

続きまして、57ページ、第2款流域下水道費につきましては722万3,000円を計上をいたしております。この流域下水道事業費につきましては、浄化センター施設設備の整備に伴う負担金でございます。

次に、第3款公債費では、第1目元金で2億3,160万円、第2目利子で1億8,457万4,000円を計上いたしております。

続きまして、46ページにお戻りいただけますでしょうか。「第2表継続費」についてご説明をさせていただきます。継続費につきましては、本年度から平成25年度にかけて継続事業として岡本汚水幹線工事に着手いたしますことから、第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、事業名公共下水道事業（第15処理分区岡本汚水幹線）で、総額8億円、年割額といたしまして、平成23年度7,700万円、平成24年度4億3,260万円、平成25年度2億9,040万円を計上いたしております。

次に「第3表債務負担行為」についてでございます。この債務負担行為につきましては、斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例に基づきます利子補給及び損失補償で、詳細のご説明につきましては記載いたしますとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次に、「第4表地方債」でございます。地方債の目的及び限度額につきましては、まず公共下水道事業で4億1,500万円、流域下水道事業で6,300万円をそれぞれ限度額といたしまして、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載いたしますとおりでございますので、詳細のご説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で、平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてのご説明とさせていただきます。

何とぞ原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○嶋田委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 今、説明をしていただきまして、ようやく岡本幹線のほうが動き出すということなんですけれども、この岡本幹線につきましては路線の変更ということが行われたと思います。行われる前は、前の予定では、また年度ももう少し早い予定だったかなというふうに思うんですが、今回、進めるということで幹線のとり方を少し変更して計画を上げていただいたと思うんですけれども。その点につきまして、何て言うのかな、どうしても最短距離で組むってということから言うと、元の計画と比べましたらね、少し、多少なりでもロスっていう言い方はあれですけれども、余分に工事費がかかるような結果につながったのではないかなという心配をしているところですが、それにつきましてはどういうふうな見方をさせていただいたらいいんでしょうか。

○嶋田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 岡本汚水幹線につきましては、平成23年度から進めるということでございますが、旧の路線につきましては、岡本の新池から東小学校に向きまして東へ進みまして、そこからちょうどまだ拡幅できてない部分から北へ向かって、旧フレンドリーの交差点、あの部分が路線として考えておりましたが、道路の状況も踏まえまして、今回新しく計画しています路線が、興留新池から、そのまま国道25号線に向かいまして、北へ進みまして、25号線から前オートボックスがあったところですが、そこを北に折れまして、そこからまた東に折れてフレンドリーがあった交差点に行くという路線に変更いたしております。延長につきまして、ある地点をとって延長的にも話しさせていただきましたら、そのフレンドリーの交差点までの地点を申し上げましたら、新の路線で470mでございます。そして、旧の路線につきましても450mでありますことから、延長としてはさほど増えたとか減ったとかという支障は出てきておりません。そして、工事費用の問題ですけれども、これも一概に比較することはできないことございまして、それはどうしてかと申しますと、今回、高安西から岡本汚水幹線と言われるところ、路線を通過して工事する予定で進めておりますので、その間どんな工法を使って、どういう推進の区間をとるか。要はひとつで推進区間終わってしまう工法と、いっぱい道路に穴を掘って次から次へつないでいくという方法があるんですけれども、今回、まだちょっと正式には案でございますが、ひとつ、生活等の影響、交通等の影響もありまして、ひとつでおしたいと、1回の路線で国道25号線も進んでいきたいと考えてお

りますので、その部分から申しますと延長は470mと450mですので、さほど費用についても差はないというふうに考えているところでございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。それとですね、あと1点、ちょっとよくわからなかったので、ここを説明していただきたいなと思うんですが。57ページにあります流域下水道費のところ、先ほど部長の説明では、浄化センターの処理をする、ここの市町村の負担金分というような言い方だったと思うんですが、でも、前年度と比べて大幅に少なくなっていますのでね、もう少しこれ、何のための負担金なのか、そしてなぜこの負担金がこんなに大幅に減ったのかっていうことについて、もう少し説明をしていただけたらと思います。

○嶋田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 流域下水道の建設負担金につきましては、主なものといたしまして、浄化センターの建設費を、今は設備費、設備機器の建設、もしくは更新といった費用と、場内整備及び周辺対策費等の名目がございます。その中で、浄化センターの建設費につきましては、これ、第1処理区はいろんな処理区がございまして、旧の第3次処理区と言われる斑鳩町生駒郡に対して話をさせて、その中でのかかることもございますが、平成22年度につきましては、浄化センター建設費で約25億5,600万円の建設費用を計画されておられました。そして、平成23年度は9億1,764万2,000円ということで、これは単純にかかる費用で県のほうで算出されておりますので、この費用について、各市町村によって按分されて、求められてるものでございます。また場内整備及び周辺対策費用につきましては、平成22年度で1,900万円、平成23年度は764万5,000円という明細をいただいておりますので、その分で斑鳩町におきましての建設費用を按分したものでございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。そうやって工事費がかかって、市町村の負担金が、幹線つくっていくときなんか、県のほうの事業の、私らの目に見えてるところではね、それで負担金も支払っているとかというようなことも今までから見えてきたけれど、浄化センターの中のことまで、ちょっとどの程度どうなんかいюの、私よくのみ込めてなかったんですけれども。今の説明で、浄化センターのほうでのこれらの事業というのか、修繕とか改修とかそういったことにも負担が生じてくると。ところがですね、この負担金の算

出なんですけれども、公共下水が北葛のようにたくさんつながっているところと、まあ第1やら第2やらいろいろあると思うんですけれども、この浄化センターの中で管轄している市町村でも、下水道の接続率が高いところも、まだまだ低いところもあつたりすると思うんですが。そういうのは、この負担金には関係してくるんでしょうか、してこないんでしょうか。その負担金が算出される根拠みたいなもの、こういうのもちょっとよくわからないので教えていただきたいなと思います。

○嶋田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 流域下水道の負担金でございますが、この按分に関しましては汚水処理人口によって求められているものでございます。だから、斑鳩町でいいますと、汚水処理人口、計画人口に当たるものでございますが2万6,000人という計画人口を持っておりますので、これに伴った按分をして計算していく状況でございます。

○嶋田委員長 里川委員。

○里川委員 計画はあくまでも計画だとは思いますが、そしたら接続率とか接続している状況というのは関係なく、公共下水道工事が遅れておつても計画人口が高ければ、そうしたぎょうさん負担せんならんという考え方でよろしいですか。

○嶋田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 そのとおりでございます。

○嶋田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋田委員長 平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

これをもって本日の審査を終了いたします。

あす8日、午前9時から、本日の続きから引き続いて予算決算常任委員会を行いますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

(午後 4時25分 散会)